DISCLOSURE

ディスクロージャー

新潟県信用保証協会レポート 2022

NIIGATA
CREDIT GUARANTEE
CORPORATION

中小企業とともに歩む身近なパートナー

新潟県信用保証協会

01 新潟県信用保証協会について……01
プロフィール・沿革・基本理念
経営ビジョン
戦略的アクションプラン

02 事業計画・経営計画……05
第6次 中期事業計画〔概要〕(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)
2022(令和4)年度経営計画【概要】
外部評価委員会

03 主な取り組み……09
経営支援にかかる取り組み
保証推進にかかる取り組み
社会貢献活動
ワーク・ライフ・バランスの推進について
広報活動

04 2021(令和3)年度 業務実績……21
信用保証の実績

05 2021(令和3)年度 決算報告……31
貸借対照表
収支計算書
財産目録

06 信用保証制度等のご案内……37
信用補完制度
信用保証・信用保険制度
信用保証業務の概要
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度

07 コンプライアンス態勢について……51
コンプライアンス態勢について
個人情報の保護について
反社会的勢力の排除について

08 組織体制……59
役員名簿
組織構成図
担当地域と事務所のご案内

Niigata
Credit Guarantee
Corporation

ディスクロージャー
新潟県信用保証協会レポート
2022

Niigata
Credit Guarantee
Corporation

ごあいさつ

新潟県信用保証協会
会長
稲荷 善之

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「新潟県信用保証協会レポート2022」を作成いたしました。ご高覧を賜り、当協会の経営ビジョンや経営計画、業務実績等について一層理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見通せない中、ロシアによるウクライナ侵攻や円安等によるエネルギー・原材料価格の高騰が、日本経済に甚大な影響をもたらしています。

昨年度、当協会では「伴走支援型特別保証制度」を中心とした政策保証を推進し、ウィズコロナ時代への社会の変化に適応し、経営改善に取り組む中小企業の皆さまの資金繰り支援を行い、「セーフティネット機能」の発揮に努めてまいりました。

不透明かつ複雑さを増す経済情勢の中、来年度はコロナ対応実質無利子融資の返済が本格化する見通しです。このことを踏まえ、当協会といたしましては、地域に根差す公的機関として、「セーフティネット機能」の役割を果たすとともに、「スプリングボード機能」をさらに充実させ、金融機関や関係機関との連携の強化を図りながら、きめ細やかな経営支援に取り組んでまいります。

本年3月に再策定した経営ビジョンのとおり、県内中小企業の皆さまと「ともに」取り組む姿勢で、地域経済社会の持続的発展に貢献できるよう、役職員一丸となって努めてまいります。

今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

01 Profile

新潟県信用保証協会について

新潟県信用保証協会について

プロフィール（令和4年3月31日現在）

名称	新潟県信用保証協会
本店	新潟市中央区古町通7番町1010番地（古町ルフル7・8階）
設立	昭和24年4月13日
基本財産	406億円（令和4年3月31日現在）
保証債務残高	59,445件、6,731億円
保証利用企業者数	29,245企業
事業所	本店、長岡支店、県央支店、上越支店、佐渡支店
役員数	理事14名（うち常勤4名）、監事3名（うち常勤1名）、顧問1名
職員数	111名
根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
関係法律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）

沿革

昭和24年4月	社団法人新潟県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭和24年5月	業務開始
昭和30年7月	特殊法人として大蔵・通産大臣組織変更認可
昭和35年10月	佐渡支店開設
昭和42年4月	上越支店開設
昭和43年5月	長岡支店開設
平成3年7月	県央支店開設
平成12年4月	本店分室完成
令和2年5月	本店及び分室・長岡支店移転

基本理念

新潟県信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を借り入れるとき、公的な保証人となって借入を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された「信用保証協会法」に基づく法人です。

わたしたちは公的機関として、

事業の創造・維持・発展に努める

中小企業者に対し、

信用保証と経営支援を提供することにより、

金融の円滑化と新たな企業価値の創出に寄与し、

もって地域経済社会の持続的発展に貢献します。

新潟県信用保証協会について

経営ビジョン

当協会は、経営の基本方針を中小企業の皆さまをはじめ地域社会に示すこと、また協会の使命を自らが再認識することを目的として、次のとおり「経営ビジョン」を策定しています。

わたしたちは、新潟県経済活性化への使命を胸に
中小企業のみなさまと
ともに考え
ともに挑戦し
ともに明るい未来を創造していきます。

（平成21年3月11日制定）
（令和　4年3月17日改正）

3つの「ともに」の姿勢

「経営ビジョン」を達成するため、次の3つの姿勢を大切にしています。

1．ともに考え	中小企業の悩みを自分ごととして捉え、対話を重ねながら、解決策を考えていく
2．ともに挑戦し	今までの常識や固定観念に囚われず、中小企業の可能性を信じ、課題解決に向けたサポートを意欲的に行っていく
3．ともに明るい未来を創造していきます	地域経済の担い手としての誇りを持ち、決してあきらめることなく、中小企業と二人三脚で新たな価値を創造していく

02 Business Plan

事業計画・経営計画

事業計画・経営計画

第6次 中期事業計画〔概要〕(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)

当協会は、業務運営方針等の具体的な計画として、2021(令和3)年度を初年度とする3か年の「第6次 中期事業計画」を策定しております。計画の概要は次のとおりです。

❶業務運営方針

当協会は、金融セーフティネットとしての機能を発揮するため、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)により影響を受けた中小企業者への資金繰り支援に万全を期すとともに、経営改善に向けたスプリングボードの役割を果たすため、金融機関や関係機関等と連携し、平成30年に法制化された経営支援にも積極的に取り組む必要がある。また、代位弁済に至る中小企業者の増加も予想されることから、効率性を重視した管理回収業務への転換を徹底することで全体としての回収の最大化を図り、一方で、求償権顧客の事業再生・再挑戦や生活再建につながる管理回収業務を展開していくことが重要である。さらに、人口減少、高齢化が地域社会に与える影響やICTの著しい進展に伴うデジタル社会への変革等、金融環境や社会環境の大きな変化に対応した業務態勢を整備し、適切に施策を講じていく必要がある。

このため、令和3年度から令和5年度の3年間を改革の3年ととらえ、地方創生の視座を踏まえつつ、以下の事項を主要項目として、各業務部門における重点課題の解決に向けて取り組むこととする。

(1)金融セーフティネット機能の発揮と経営改善へのスプリングボードとしての機能強化

感染症の影響を受けた中小企業者等に対し、業況やライフステージ等の個別企業の実情に応じた資金繰り支援を積極的に行うとともに、金融機関等と適切に連携しながら、経営改善に向けたきめ細やかな支援に取り組む。

(2)効率性と求償権顧客の再起につながる管理回収業務の展開

初動対応を徹底し、効率性を重視した管理回収業務を展開していくとともに、求償権顧客の事業継続や生活状況等の個々の実情を踏まえ、再起に向けた支援に取り組む。

(3)急速かつ非連続的な環境変化への対応

急速に進展するデジタライゼーションや、感染症をきっかけとした社会の変容等を踏まえ、引き続き地域経済社会の持続的発展に貢献できるよう、組織力の維持・向上に向けて業務改革に取り組み、組織の活性化を図る。

❷事業計画

	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
保証承諾	1,500億円	1,400億円	1,300億円
保証債務残高	6,420億円	6,210億円	5,700億円
代位弁済	89億円	119億円	107億円
実際回収	18億円	22億円	24億円

2022(令和4)年度経営計画【概要】

当協会は「第6次　中期事業計画」に基づき、「2022(令和4)年度経営計画」を策定し、各部門における以下の課題について重点的に取り組みます。

【保証部門】

(1)政策保証等を活用した資金繰り支援の推進
(2)信用保証の利用価値の向上

【期中管理・経営支援部門】

(1)感染症の影響を受けた中小企業者への経営支援の取組強化
(2)経営支援の実効性を高めるための効果検証等の取組

【回収部門】

(1)効率性を重視した管理・回収の徹底
(2)求償権顧客の実情を踏まえたきめ細やかな対応

【その他間接部門】

(1)ガバナンスの徹底
(2)組織イメージの向上に向けた取組
(3)業務改革の推進
(4)組織活性化への取組

事業計画

	計画金額	前年度計画比
保証承諾	1,300億円	86.7%
保証債務残高	6,510億円	101.4%
代位弁済	82億円	92.1%
実際回収	14.5億円	80.6%

事業計画・経営計画

外部評価委員会

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、中期事業計画および年度経営計画を公表しております。計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、有識者（学識経験者、弁護士、公認会計士）によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受けております。

［2021（令和3）年度　開催実績］

- 第45回外部評価委員会

  開　催　日　　令和3年6月11日（金）

  主な議事内容　・「年度経営計画（2020（令和2）年度）の自己評価」について
  ・「第5次中期事業計画（2018（平成30）～2020（令和2）年度）の自己評価」について
  ・「第6次中期事業計画（2021（令和3）～2023（令和5）年度）」について
  ・「年度経営計画（2021（令和3）年度）」について

- 第46回外部評価委員会

  開　催　日　　令和3年7月13日（火）

  主な議事内容　・「年度経営計画（2020（令和2）年度）及び第5次中期事業計画（2018（平成30）年度～2020（令和2）年度）の自己評価」に対する外部評価委員会の意見集約
  ・会長に対する外部評価委員会意見の報告

外部評価委員会の意見・アドバイスを踏まえた中期事業計画、年度経営計画に対する評価については、当協会ホームページで公表しています。

03 Effort

主な取り組み

主な取り組み

経営支援にかかる取り組み

信用補完制度の各種改正を踏まえ、中小企業者の多様な資金ニーズにきめ細やかに対応するとともに、中小企業者の業況、ライフステージに応じ、金融機関と対話を深め緊密に連携しながら、きめ細かな信用保証と経営支援に一体的に取り組んでおります。

― 具体的な取組事項 ―

- ▶金融・経営相談窓口の充実を図り、中小企業者のライフステージに応じた経営課題や問題点について、コンサルティング機能を発揮して早期解決に努める。
- ▶保証申込事前相談等を通じた金融機関との対話により、中小企業者の実情に応じた経営改善支援等の提案を行い、最適な信用保証と経営支援に一体的に取り組む。
- ▶保証後の実態把握を徹底し、経営問題の顕在化又は経営破綻に陥らないうちに、適時適切な指導・助言等の実施により、経営の健全化及び金融取引の正常化を図る。
- ▶中小企業者とのリレーションの強化と金融機関や関係機関等との緊密な連携を図りながら、経営改善、事業再生支援を実施する。
- ▶中小企業者が保有する商品や技術力に係る情報を発信するとともに、ビジネスマッチングなどの販売促進に努める。
- ▶創業前の準備段階から創業の立ち上げ、創業後のフォローを継続的に、かつ、きめ細かに支援する。
- ▶中小企業の事業承継に係る経営課題についての実態把握を進め、円滑な事業承継に向けた支援を行う。

金融・経営相談窓口の充実を図り、中小企業者のライフステージに応じた経営課題や問題点について、コンサルティング機能を発揮して早期解決に努める。

▶金融・経営相談窓口

各営業店に金融・経営に関する相談窓口を常設しています。

▶商工会議所・商工会での定例金融相談会

毎月、県内14か所の商工会議所・商工会で「定例金融相談会」を毎月開催しています。

▶WEB相談窓口

ホームページに「WEB相談窓口」を開設し、メールでの相談を受け付けています。

▶夜間相談窓口

毎週火曜日（祝日除く）は、午後8時まで本店で「夜間相談窓口」を開設しています。

保証後の実態把握を徹底し、経営問題の顕在化又は経営破綻に陥らないうちに、適時適切な指導・助言等の実施により、経営の健全化及び金融取引の正常化を図る。

▶保証利用企業の継続的な実態把握

保証利用企業について、継続的なモニタリングを通じて経営状況の把握に努め、助言等を行っています。

また、企業訪問により経営内容の実態把握を行い、当該企業の経営状況に応じてMcSS（中小企業経営診断システム）の経営分析情報等を提供するとともに、適切なサポートに取り組んでいます。

▶コンサルティング機能の強化

中小企業等が難度の高い経営課題を抱えている場合には、高度・専門的な知識を有する外部専門家（アドバイザリースタッフ）と連携し、課題解決に向けた助言等適切なサポートを行っています。

【主な外部専門家（アドバイザリースタッフ）の資格・専門分野】

中小企業診断士、税理士、公認会計士、FP、弁護士、デザイナー、広告プランナー、POPクリエーター、管理栄養士、一級建築士、医療経営コンサルタント、フードコーディネーター等

※令和4年3月末現在、45人の外部専門家と連携しています。

中小企業者とのリレーションの強化と金融機関や関係機関等との緊密な連携を図りながら、経営改善、事業再生支援を実施する。

▶経営サポート会議

中小企業者、主力金融機関および経営サポート会議の事務局である当協会との意見交換や外部専門家からの経営改善などに関する助言等を通して、当該中小企業者の経営改善や事業改善を行っています。

令和3年度は17企業、平成25年6月の設置以降、累計（令和4年3月末時点）で307企業にご利用いただいております。

経営サポート会議の流れ

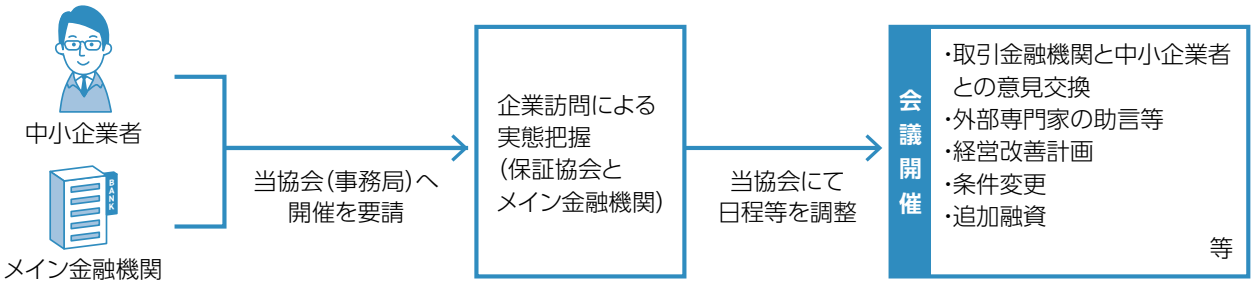

【経営サポート会議　　開催実績企業数】

2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
8	28	35	33	47	60	69	10	17

主な取り組み

▶にいがた中小企業支援ネットワーク

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業等の経営支援のための政策パッケージ」に基づき、「にいがた中小企業支援ネットワーク」を設立し、当協会と(公財)にいがた産業創造機構[新潟県中小企業活性化協議会]が事務局を担っております。

にいがた中小企業支援ネットワークは、金融機関、中小企業支援機関および公的機関との協調体制を構築するとともに、新潟県内の中小企業等の経営改善・事業再生を促す環境を整備することにより、地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

▶NGK経営支援勉強会

令和3年11月11日及び12日、地域金融の担い手である協同組織金融機関が有する知識、ノウハウを共有し、より円滑な事業者支援に繋げていくことを目的に、当協会本店会議室において「NGK経営支援勉強会」を開催しました。

日　時	参加協同組織金融機関
令和3年11月11日(木)	長岡信用金庫、三条信用金庫、上越信用金庫、新井信用金庫、三條信用組合、糸魚川信用組合、はばたき信用組合、塩沢信用組合、新潟大栄信用組合
令和3年11月12日(金)	新潟信用金庫、新発田信用金庫、柏崎信用金庫、村上信用金庫、加茂信用金庫、新潟縣信用組合、協栄信用組合、巻信用組合、興栄信用組合

【内容】

1. 基調講演
   講師:金融庁監督局 銀行第二課地域金融企画室
   室長補佐 渡辺　茂紀 氏
2. 新潟県信用保証協会経営支援メニュー・事例の紹介
3. 質疑応答、意見交換

開会挨拶
当協会 保証推進部 山賀部長

金融庁監督局
銀行第二課地域金融企画室
室長補佐 渡辺 茂紀 氏

令和3年11月11日
質疑応答、意見交換

令和3年11月12日
質疑応答、意見交換

NGK経営支援勉強会(略称「NGK会」)とは

・新(N)潟(G)のために、
・次世代(NextGeneration)のために、
・今までの業界常識ではNo Goodとされてきた(そこまでやるのかとされてきた)経営支援について、
・Never Give upの精神で考える、
・協(K)同組織金融機関と協(K)会による勉強会

※NGK会をスタート台とし、皆で新潟を盛り上げていきたいという思いからつけました。

▶**新潟県信用保証協会&新潟県よろず支援拠点 個別相談会**

当協会の本店・支店において、「新潟県信用保証協会&新潟県よろず支援拠点　個別相談会」を開催しました。

本相談会は、SNSを活用した情報発信にお悩みを抱えている方を対象とし、当協会の提携する外部専門家でもある新潟県よろず支援拠点の南雲純子コーディネーターがお客様のお悩みにお答えしました。

中小企業者が保有する商品や技術力に係る情報を発信するとともに、ビジネスマッチングなどの販売促進に努める。

▶**「にいがたBIZ EXPO 2021」**

令和3年10月14日(木)～15日(金)、県内企業の販路拡大を後押しするため、(公財)新潟市産業振興財団や関係機関と共に、「にいがたBIZ EXPO 2021」を新潟市産業振興センターにて開催しました。

14日には、一般社団法人 新潟県中小企業診断士協会 会長 土田正憲氏をお迎えし、「ポストコロナ・ウィズコロナ時代における事業再構築」と題した講演会を当協会主催で開催しました。

また、15日にはSDGsに取り組んでいる企業を後押しするため、「新潟におけるSDGsに対する学生の意識と、SDGsに取り組むにいがた企業の取り組み紹介～SDGs×就活in新潟の開催を受けて～」と題した講演会を行いました。

主な取り組み

▶「商談前から差がつくビジネスセミナー」

令和3年9月3日(金)、新潟県内の中小企業の販路拡大を後押しすることを目的に、当協会 大会議室(リアル会場)と新潟県内9つの信用金庫(リモート会場)で「商談前から差がつくビジネスセミナー」を開催しました。

ご講演『魅力あふれる新潟の食
その無限の可能性』

株式会社自遊人 代表取締役　岩佐　十良 様

ご講演『元百貨店バイヤーが教える、
商談会で成功するコツ』

新潟県よろず支援拠点 チーフコーディネーター
中俣　順弥 様

ご案内
『「新潟県しんきん個別商談会」について』

新潟信用金庫 営業統括部
コンサルティング推進課 課長代理　阿部　哲也 様

当協会大会議室(リアル会場)

三条信用金庫(リモート会場)

創業前の準備段階から創業の立ち上げ、創業後のフォローを継続的に、かつ、きめ細かに支援する。

▶創業塾pontekia金融相談会

令和3年10月24日(日)、「創業塾pontekia金融相談会」において、県央支店 高橋副支店長が講師を務めました。本相談会は、創業に必要な知識を学ぶことを目的に、三条市が主催しています。

当日は保証制度や各種創業者向け支援メニューについて説明したあと、創業を目指している方々の個別相談に応じました。

▶創業あんしんサポート事業

創業をお考えの方、創業後間もない方をあらゆる面から継続的にサポートし、経営の更なる発展や成長のお手伝いを行っています。

■事業内容

●アドバイス等

原則として、営業店の経営支援アドバイザーが、創業全般に係るサポートを行います。

また、必要に応じて外部専門家(アドバイザリースタッフ)を活用し、マーケティングなど、最新かつより専門的な知識・ノウハウを持ってアドバイスを行います。

【アドバイス等実施数】

2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
5	8	16	33	15	15

▶「創業者向けDXセミナー」

令和4年3月23日(水)、「創業あんしんサポート事業」の一環として、講師に当協会の外部専門家の本間大輔氏(中小企業診断士、上級ウェブ解析士)をお招きし、「創業者向けDXセミナー」をオンラインにて開催しました。

創業当初に必要な「営業や販売の時間」を作るため、本間講師が実際に使ってみて良かったソフトやアプリを紹介していただきました。

主な取り組み

▶(公財)新潟市産業振興財団 主催「ビジネスセミナー」

令和3年8月18日(水)、これから創業をお考えの方を対象とした『銀行・保証協会との上手な付き合い方～資金調達のいろいろ～』オンラインセミナーが開催され、当協会の本店営業部保証第一課 猪俣課長代理が講師を務めました。

本セミナーでは、創業の際のチェックポイントなどについて、事例を交えながら説明しました。

保証推進にかかる取り組み

▶金融機関表彰

中小企業者のライフステージに応じた金融支援ならびに経営支援を実施しており、この取り組みにご協力いただいた金融機関の店舗に対し、感謝状を贈呈しております。

令和3年度は、贈呈基準に基づき延べ52店舗を選定させていただきました。

▶小規模企業者カードローン当座貸越根保証(miniカード)

小規模企業者の皆さまの資金繰りの安定を支援するため、反復して利用することができるminiカードを取り扱っております。

miniカードは、創業後1年未満の方がご利用できる創業者枠と、業歴1年以上の方がご利用できる一般枠に分かれています。

保証承諾実績 (2021(R3)年4月1日～2022(R4)年3月31日)	1,902件	3,065,700千円

(内訳)

創業者枠	236件	214,000千円
一般枠	1,666件	2,851,700千円

▶伴走支援型特別保証制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆さまの早期の経営改善を図るため、金融機関が継続的な伴走支援を行う保証制度です。

保証承諾実績 (2021(R3)年4月1日～2022(R4)年3月31日)	1,523件	21,442,518千円

▶事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)

中小企業活性化協議会等の支援により作成した事業再生計画等に従って、事業再生を行う中小企業の皆さまの資金調達を支援し、事業再生の着実な進捗を図ることを目的に創設した制度です。

保証承諾実績 (2021(R3)年4月1日～2022(R4)年3月31日)	70件	1,796,868千円

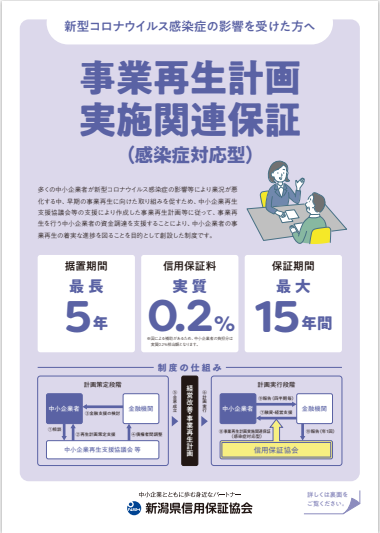

▶事業再構築スプリングボード保証

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、事業再構築補助金の交付決定を受けた中小企業の皆さまの資金調達をサポートする保証制度を創設しました。

保証承諾実績 (2021(R3)年10月1日～2022(R4)年3月31日)	18件	462,297千円

主な取り組み

社会貢献活動

▶専門学校で講義を行いました

専門学校において「基礎から始めるお店の作り方&プロの仕事」と題した講義を当協会、(公財)新潟市産業振興財団、及び新潟信用金庫と連携し行いました。

本授業は、長期的な視点から将来の起業家の育成に貢献することを目的に取り組んでおります。

令和3年 7月20日(火) 11月 9日(火)	国際調理製菓専門学校 カフェ学科、シェフ学科 2年生
令和3年11月24日(水)	新潟調理師専門学校 専門調理・製菓製パン・福祉調理科 1年生
令和3年12月 9日(木)	新潟柔整専門学校 第一柔道整復師学科 2年生 第二柔道整復師学科 2年生

【講師】

(公財)新潟市産業振興財団	松井プロジェクトマネージャー 間瀬プロジェクトマネージャー
新潟信用金庫	営業推進部コンサルティング推進課 木島課長、阿部課長代理
新潟県信用保証協会	企画総務部経営企画課　田村課長代理

国際調理製菓専門学校(7/20)

国際調理製菓専門学校(11/9)
(同校卒業生と支援機関とのトークセッション)

新潟調理師専門学校(11/24)

新潟柔整専門学校(12/9)

▶新潟大学工学部で講師を務めました

令和3年6月1日(火)、新潟大学工学部における「協創経営プログラム」の授業のなかで、当協会本店営業部保証第三課 茅野課長代理が講師を務めました。

起業や事業を続けていくためのポイントなどについて、実際の事例などを交えながら講義を行いました。

▶東区社会福祉協議会へのカレンダー・手帳等の寄贈

東区社会福祉協議会では、例年カレンダー・手帳等を集め福祉施設等に配付する活動を行っています。

当協会は、この取り組みに賛同し、役職員から集めたカレンダー・手帳等を寄贈しました。

ワーク・ライフ・バランスの推進について

公正かつ健全な協会経営の展開のため、平成29年度からワーク・ライフ・バランスの推進を経営計画に織り込み、職員一丸となって働き方の見直しや働きやすい職場づくりを進めています。

残業削減や休暇のとりやすい環境の整備はもちろんのこと、ワーク・ライフ・バランスに対する職員の理解を深めるための活動も行っています。

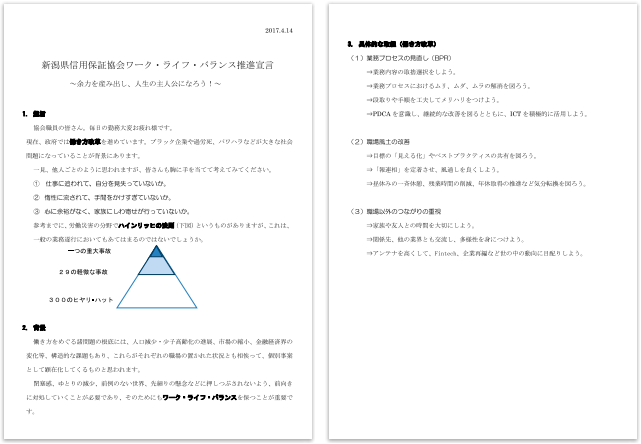
2017.4.14

新潟県信用保証協会ワーク・ライフ・バランス推進宣言

～余力を蓄み出し、人生の主人公になろう！～

1. 前提

協会職員の皆さん、毎日の勤務大変お疲れ様です。

現在、政府では**働き方改革**を進めています。ブラック企業や過労死、パワハラなどが大きな社会問題になっていることが背景にあります。

一見、他人ごとのように思われますが、皆さんも胸に手を当てて考えてみてください。

① 仕事に追われて、自分を見失っていないか。

② 惰性に流されて、手段をかけすぎていないか。

③ 心に余裕がなく、家族にしわ寄せが行っていないか。

参考までに、労働災害の分野で**ハインリッヒの法則**（「1:29:300の法則」）というものがあります。これは、一件の重大事故の背後に29の軽微な事故があり、その背後に300のヒヤリ・ハットがあるという法則です。

2. 背景

働き方をめぐる諸問題の根底には、人口減少・少子高齢化の進展、市場の縮小、金融経済界の変化等、構造的な課題があり、これらがそれぞれの職場の置かれた状況とも相俟って、個別事案として顕在化してくるものと思われます。

閉塞感、ゆとりの欠如、労働の質の低下、先輩Ｉの権金なども押しつぶされないよう、前向きに対処していくことが必要であり、そのためにも**ワーク・ライフ・バランス**を使うことが重要です。

3. 具体的な取組（組合方改革）

（１）業務プロセスの見直し（BPR）

→業務内容の取捨選択をしよう。

→業務プロセスにおけるムド、ムダ、ムラの解消を図ろう。

→設取りや手順を工夫してメリハリをつけよう。

→PDCA を定義し、継続的な改善を図るとともに、ICT を積極的に活用しよう。

（２）職場風土の改善

→目標の「見える化」やベストプラクティスの共有を図ろう。

→「解避相」を定着させ、風通しを良くしよう。

→部体ラの一斉休暇、残業時間の削減、年休取得の推進など気分転換を図ろう。

（３）職場以外のつながりの重視

→家族や友人との時間を大切にしよう。

→関係元、他の業界とも交流し、多様性を身につけよう。

→アンテナを高くして、Fintech、企業再編などの中の動向に目配りしよう。

▶ワーク・ライフ・バランス推進宣言

坂井前会長から、職員に向けて発出された宣言です。

職員が自らの創意工夫に基づき、ワーク・ライフ・バランスに取り組むための拠り所となるよう、新潟県信用保証協会の目指すべき姿を示しています。

広報活動

信用保証について、より多くの皆さまに知っていただき、広くご利用いただけるよう、各種広報活動を行っています。

月報

広報誌「保証にいがた」を発刊しています。

季節に応じた新潟県内の象徴的な写真を配置する等、四季折々の美しい新潟を感じていただけるようにしたほか、読みやすい文章・手に取りやすいデザインとしています。

パブリシティ広報

広く一般の方々への周知のため、新聞社等マスコミに情報提供を行っています。

信金信組 支援を模索

中小・零細企業 感染禍で打撃

経済 SCOPE スコープ

幹部ら勉強会、消費喚起も

令和３年12月16日 新潟日報　新潟日報社提供

04 Business Results

2021（令和3）年度 業務実績

2021(令和3)年度 業務実績

信用保証の実績

最近5年間の保証状況

▶保証承諾

項目 / 年度	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
2017(H29)	13,787	132,452	85.0
2018(H30)	14,468	135,461	102.3
2019(R1)	14,391	130,339	96.2
2020(R2)	37,810	556,457	426.9
2021(R3)	12,306	130,099	23.4

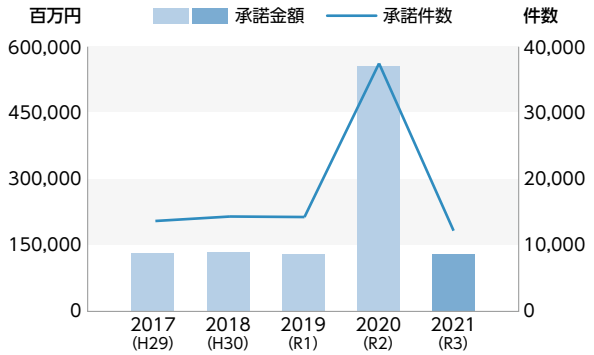

▶保証債務残高

項目 / 年度	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
2017(H29)	52,727	391,193	88.5
2018(H30)	47,743	349,569	89.4
2019(R1)	44,972	335,324	95.9
2020(R2)	58,889	661,783	197.4
2021(R3)	59,445	673,111	101.7

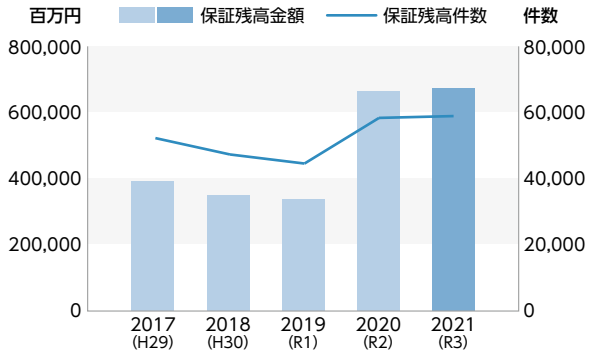

▶代位弁済

項目 / 年度	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
2017(H29)	861	7,691	115.2
2018(H30)	721	5,674	73.8
2019(R1)	732	5,637	99.3
2020(R2)	391	2,964	52.6
2021(R3)	353	3,488	117.7

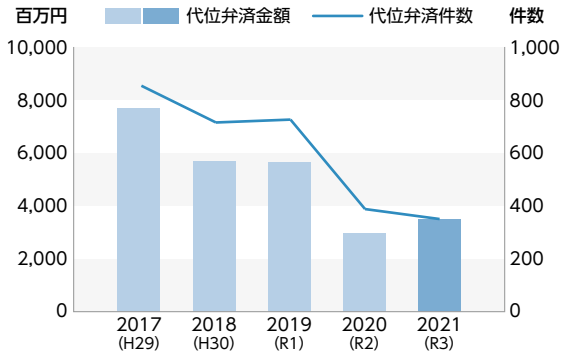

▶実際回収

項目 / 年度	金額(百万円)	前年度比(%)
2017(H29)	2,392	119.0
2018(H30)	2,161	90.3
2019(R1)	1,862	86.2
2020(R2)	1,533	82.3
2021(R3)	1,434	93.6

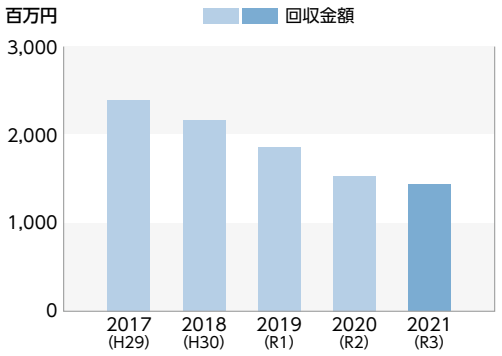

最近5年間の代位弁済率・回収率の推移

(単位:%)

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
代弁率	1.85	1.55	1.66	0.53	0.51

代弁率＝ 代位弁済額 / 保証債務平均残高

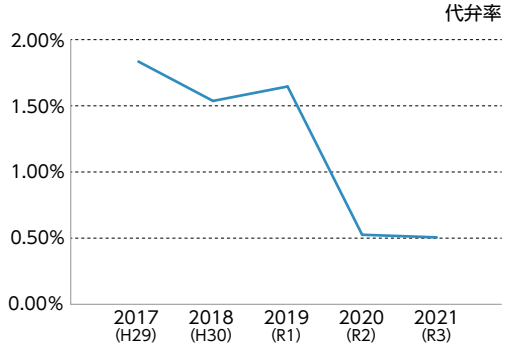

(単位:%)

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
回収率	1.83	1.69	1.56	1.39	1.31

回収率＝ 対債務者回収(求償権回収) / 期首求償権+代位弁済額

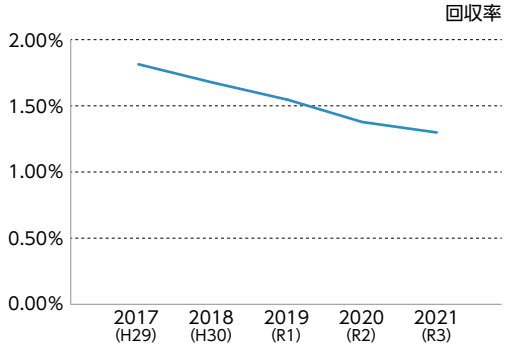

最近5年間の利用度の推移

(単位:%)

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
企業利用度	29.9	30.1	28.9	38.0	38.4

企業利用度＝ 保証利用企業者数 / 県内中小企業者数(※)

(※)県内中小企業者数…総務省「事業所・企業統計調査」を再編加工。
中小企業白書から引用。

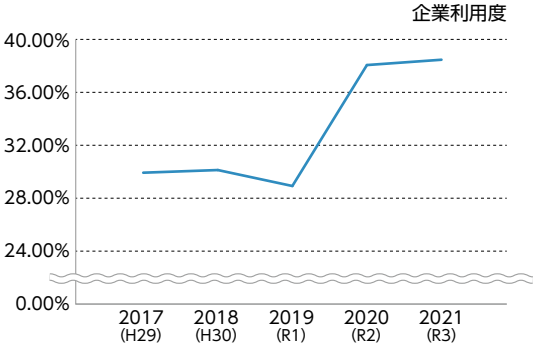

最近5年間の保証利用企業者数の推移

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
保証利用企業者数	24,094	22,900	22,013	28,927	29,245

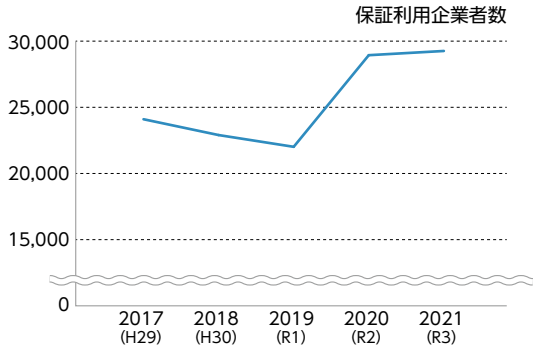

2021(令和3)年度 業務実績

業種別保証状況

▶保証承諾

(単位:千円、%)

業種		件数	金額	構成比	前年度比
製造業	食料品	281	4,603,569	3.5	30.3
	繊維品	139	2,540,112	2.0	36.2
	木材・木製品	45	662,400	0.5	33.4
	家具建具	111	729,295	0.6	20.3
	紙	24	415,389	0.3	25.6
	印刷製本	85	1,374,973	1.1	18.7
	化学	5	43,600	0.0	7.8
	石油・石炭製品	2	40,000	0.0	133.3
	ゴム・プラスチック	72	1,040,210	0.8	18.4
	皮革	5	11,838	0.0	20.1
	窯業	66	1,179,845	0.9	30.5
	機械	298	5,379,173	4.1	19.4
	電気機器	91	1,711,911	1.3	26.9
	輸送用機械器具	51	857,972	0.7	19.1
	金属	456	6,849,059	5.3	20.8
	その他	463	3,242,818	2.5	19.8
	小計	2,194	30,682,163	23.6	22.8
農林漁業		35	216,515	0.2	30.7
鉱業		20	424,600	0.3	29.7
建設業		3,481	30,033,584	23.1	21.1
卸売業		1,018	18,322,988	14.1	25.4
小売業		1,665	16,382,884	12.6	26.4
飲食業		1,057	6,078,263	4.7	18.5
運送倉庫業		321	5,707,283	4.4	27.9
サービス業		2,241	18,991,767	14.6	24.7
不動産業		238	2,918,815	2.2	24.2
その他産業		36	339,880	0.3	31.1
小計		10,112	99,416,580	76.4	23.6
合計		12,306	130,098,743	100.0	23.4

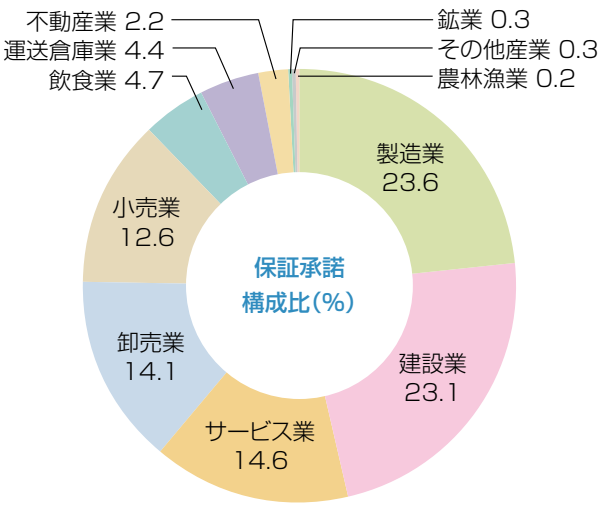

▶保証債務残高

(単位:千円、%)

件数	金額	構成比	前年度比
1,384	20,358,634	3.0	103.1
746	11,103,850	1.6	102.4
201	2,588,040	0.4	106.8
511	4,301,390	0.6	102.2
131	1,956,066	0.3	103.7
569	8,693,486	1.3	101.6
27	440,387	0.1	85.7
4	120,029	0.0	107.3
397	6,923,347	1.0	98.3
19	71,120	0.0	90.8
311	5,778,088	0.9	105.2
1,929	32,440,932	4.8	101.5
450	7,818,435	1.2	103.3
313	5,395,252	0.8	106.5
2,620	37,345,675	5.5	102.9
2,266	19,343,095	2.9	98.5
11,878	164,677,826	24.5	102.0
143	1,032,726	0.2	98.9
110	1,895,033	0.3	99.9
15,663	164,980,422	24.5	99.0
5,481	87,896,337	13.1	101.4
7,734	77,126,967	11.5	101.7
5,174	36,590,921	5.4	103.8
1,533	25,271,579	3.8	106.5
10,205	96,070,183	14.3	103.4
1,259	15,803,000	2.3	108.2
265	1,765,881	0.3	104.7
47,567	508,433,048	75.5	101.6
59,445	673,110,874	100.0	101.7

▶代位弁済

(単位:千円、%)

件数	金額	構成比	前年度比
18	410,773	11.8	641.3
9	89,606	2.6	113.4
8	123,322	3.5	皆増
2	27,067	0.8	648.8
0	0	–	–
5	30,616	0.9	皆増
0	0	–	–
0	0	–	–
3	124,951	3.6	皆増
1	6,017	0.2	皆増
1	28,132	0.8	皆増
4	18,140	0.5	81.9
0	0	–	皆減
0	0	–	皆減
11	105,960	3.0	67.4
4	10,604	0.3	19.9
66	975,186	28.0	248.1
3	8,837	0.3	皆増
0	0	–	–
76	675,014	19.4	170.4
45	695,365	19.9	76.8
47	321,580	9.2	36.7
62	431,811	12.4	404.2
8	96,186	2.8	100.5
43	279,700	8.0	206.9
3	4,486	0.1	8.8
0	0	–	皆減
287	2,512,979	72.0	97.7
353	3,488,165	100.0	117.7

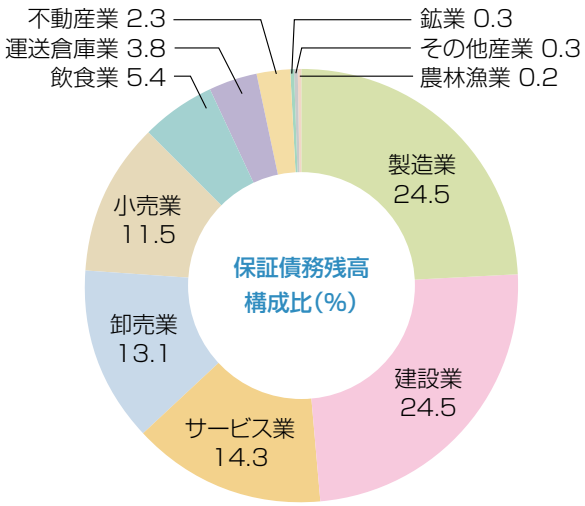

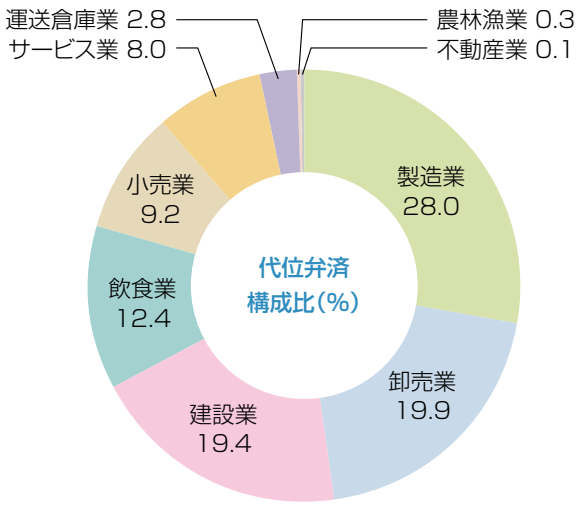

2021(令和3)年度 業務実績

金融機関群別保証状況

▶保証承諾

(単位:千円、%)

区分	件　数	金　額	構成比	前年度比
都市銀行	24	1,127,250	0.9	34.8
地方銀行	5,410	70,730,034	54.4	27.1
第二地銀協加盟行	2,004	18,043,864	13.9	18.2
信用金庫	2,707	22,060,191	17.0	21.5
信用協同組合	2,120	17,716,139	13.6	19.9
政府系金融機関	12	227,809	0.2	46.3
その他	29	193,456	0.1	28.0
合計	12,306	130,098,743	100.0	23.4

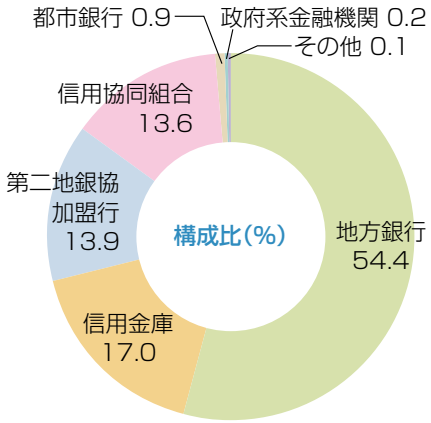

▶保証債務残高

(単位:千円、%)

区分	件　数	金　額	構成比	前年度比
都市銀行	225	5,685,626	0.8	87.1
地方銀行	24,627	328,708,680	48.8	102.2
第二地銀協加盟行	9,795	111,944,254	16.6	100.5
信用金庫	13,176	122,074,052	18.1	103.1
信用協同組合	11,321	101,652,527	15.1	101.2
政府系金融機関	134	2,133,771	0.3	84.1
その他	167	911,964	0.1	124.3
合計	59,445	673,110,874	100.0	101.7

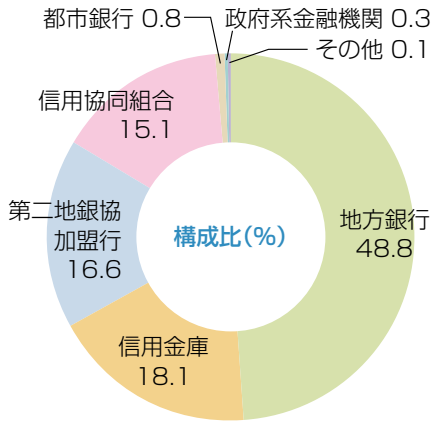

▶代位弁済

(単位:千円、%)

区分	件　数	金　額	構成比	前年度比
都市銀行	3	90,567	2.6	258.9
地方銀行	155	1,549,114	44.4	106.1
第二地銀協加盟行	53	585,649	16.8	144.7
信用金庫	69	614,460	17.6	117.1
信用協同組合	72	646,465	18.5	130.9
政府系金融機関	1	1,909	0.1	4.2
その他	0	0	–	–
合計	353	3,488,165	100.0	117.7

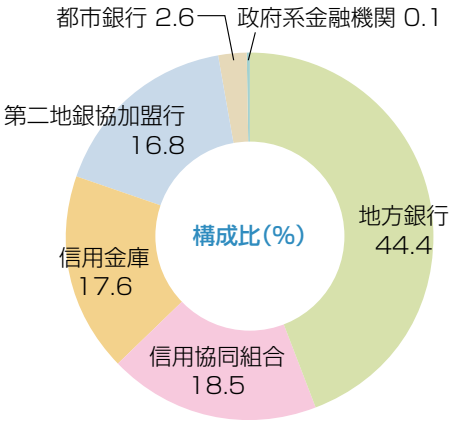

※政府系金融機関は、商工中金・日本公庫
※その他は、農協・県信連・信託銀行

金額別保証承諾状況

(単位:千円、%)

区分	件数	金額	構成比	前年度比
100万円以下	1,863	1,653,627	1.3	74.0
100万円超200万円以下	1,667	2,992,608	2.3	49.8
200万円超300万円以下	1,799	5,201,017	4.0	46.7
300万円超500万円以下	1,749	8,037,725	6.2	35.3
500万円超1,000万円以下	2,126	18,176,994	14.0	25.4
1,000万円超1,500万円以下	618	8,357,507	6.4	25.9
1,500万円超2,000万円以下	866	16,723,424	12.9	22.2
2,000万円超3,000万円以下	579	16,003,145	12.3	11.8
3,000万円超5,000万円以下	781	34,187,515	26.3	22.8
5,000万円超8,000万円以下	222	14,511,561	11.2	34.3
8,000万円超1億円以下	18	1,679,960	1.3	73.5
1億円超2億円以下	18	2,573,662	2.0	58.8
2億円超	0	0	0.0	皆減
合計	12,306	130,098,743	100.0	23.4

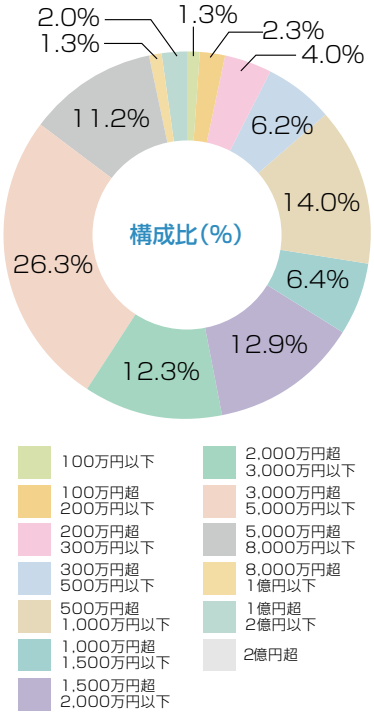

期間別保証承諾状況

(単位:千円、%)

区分	件数	金額	構成比	前年度比
3ヵ月以下	61	761,595	0.6	94.9
3ヵ月超6ヵ月以下	119	1,967,970	1.5	112.3
6ヵ月超1ヵ年以下	650	5,856,708	4.5	88.9
1ヵ年超2ヵ年以下	6,669	68,175,822	52.4	91.5
2ヵ年超3ヵ年以下	240	1,096,846	0.8	6.0
3ヵ年超4ヵ年以下	61	265,656	0.2	8.5
4ヵ年超5ヵ年以下	1,018	5,840,750	4.5	12.4
5ヵ年超7ヵ年以下	1,220	8,888,668	6.8	16.1
7ヵ年超10ヵ年以下	2,175	34,917,634	26.8	10.1
10ヵ年超	93	2,327,094	1.8	122.3
合計	12,306	130,098,743	100.0	23.4

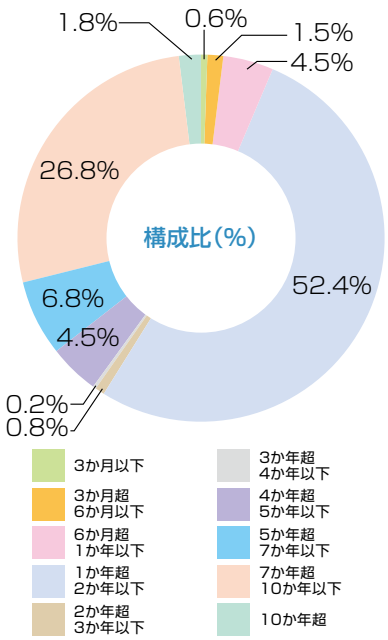

2021(令和3)年度 業務実績

市町村別保証状況

(単位:千円、%)

項目 / 市町村	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件　数	金　額	構成比	前年度比	件　数	金　額	構成比	前年度比	件　数	金　額	構成比	前年度比
新潟市	3,966	42,630,103	32.8	20.9	20,268	240,721,581	35.8	102.4	111	930,241	26.7	130.7
長岡市	1,451	15,436,276	11.9	24.5	6,644	78,977,810	11.7	101.8	36	343,130	9.8	92.2
上越市	1,095	11,791,027	9.1	34.6	4,261	46,359,304	6.9	104.0	24	303,720	8.7	87.2
三条市	657	8,605,379	6.6	23.2	3,706	43,340,694	6.4	101.6	20	179,079	5.1	59.5
柏崎市	475	4,344,590	3.3	25.3	2,015	20,172,325	3.0	99.1	40	526,863	15.1	696.8
新発田市	550	5,794,177	4.5	24.4	2,495	28,194,359	4.2	102.8	6	38,124	1.1	95.0
小千谷市	172	1,975,948	1.5	21.3	874	10,929,498	1.6	97.1	2	3,006	0.1	59.2
加茂市	120	931,010	0.7	16.4	656	6,054,834	0.9	103.8	2	6,988	0.2	7.6
十日町市	359	3,256,890	2.5	26.2	1,592	15,558,830	2.3	98.5	11	66,117	1.9	30.7
見附市	181	1,934,259	1.5	27.1	850	9,292,934	1.4	101.0	2	7,746	0.2	4.6
村上市	362	3,139,920	2.4	21.1	1,658	17,405,385	2.6	99.3	2	27,067	0.8	34.2
燕市	620	7,459,124	5.7	20.0	3,385	40,719,451	6.0	102.9	30	179,866	5.2	131.3
糸魚川市	232	2,156,036	1.7	31.0	926	8,764,518	1.3	99.8	16	227,580	6.5	5,860.2
妙高市	161	2,120,350	1.6	38.2	780	8,272,225	1.2	101.3	1	908	0.0	12.0
五泉市	270	2,727,153	2.1	23.2	1,428	15,559,705	2.3	100.9	7	63,898	1.8	121.9
佐渡市	356	3,159,028	2.4	32.8	1,544	13,154,650	2.0	96.9	3	24,604	0.7	88.3
阿賀野市	228	2,616,187	2.0	22.6	1,191	15,025,565	2.2	101.5	6	10,321	0.3	236.2
魚沼市	230	2,003,984	1.5	26.7	1,049	10,032,094	1.5	98.1	0	0	–	皆減
南魚沼市	282	3,000,061	2.3	21.8	1,428	16,692,177	2.5	100.0	8	62,047	1.8	108.9
胎内市	115	798,193	0.6	16.6	579	5,399,122	0.8	101.2	10	90,989	2.6	130.9
聖籠町	73	673,021	0.5	18.3	372	4,237,490	0.6	90.9	10	306,922	8.8	皆増
弥彦村	50	465,418	0.4	18.1	293	2,717,818	0.4	101.9	0	0	–	–
田上町	48	507,614	0.4	19.7	286	3,011,282	0.4	110.0	0	0	–	–
阿賀町	51	418,510	0.3	19.8	246	2,750,352	0.4	104.2	0	0	–	–
関川村	18	136,990	0.1	17.7	97	780,767	0.1	86.8	0	0	–	皆減
粟島浦村	0	0	–	皆減	3	45,227	0.0	97.3	0	0	–	–
出雲崎町	24	367,800	0.3	54.2	87	904,516	0.1	103.0	6	88,948	2.5	皆増
湯沢町	85	884,200	0.7	21.9	429	4,865,257	0.7	112.4	0	0	–	皆減
津南町	46	484,025	0.4	30.3	193	2,035,993	0.3	102.7	0	0	–	–
刈羽村	29	281,470	0.2	28.5	110	1,135,109	0.2	97.9	0	0	–	–
合計	12,306	130,098,743	100.0	23.4	59,445	673,110,874	100.0	101.7	353	3,488,165	100.0	117.7

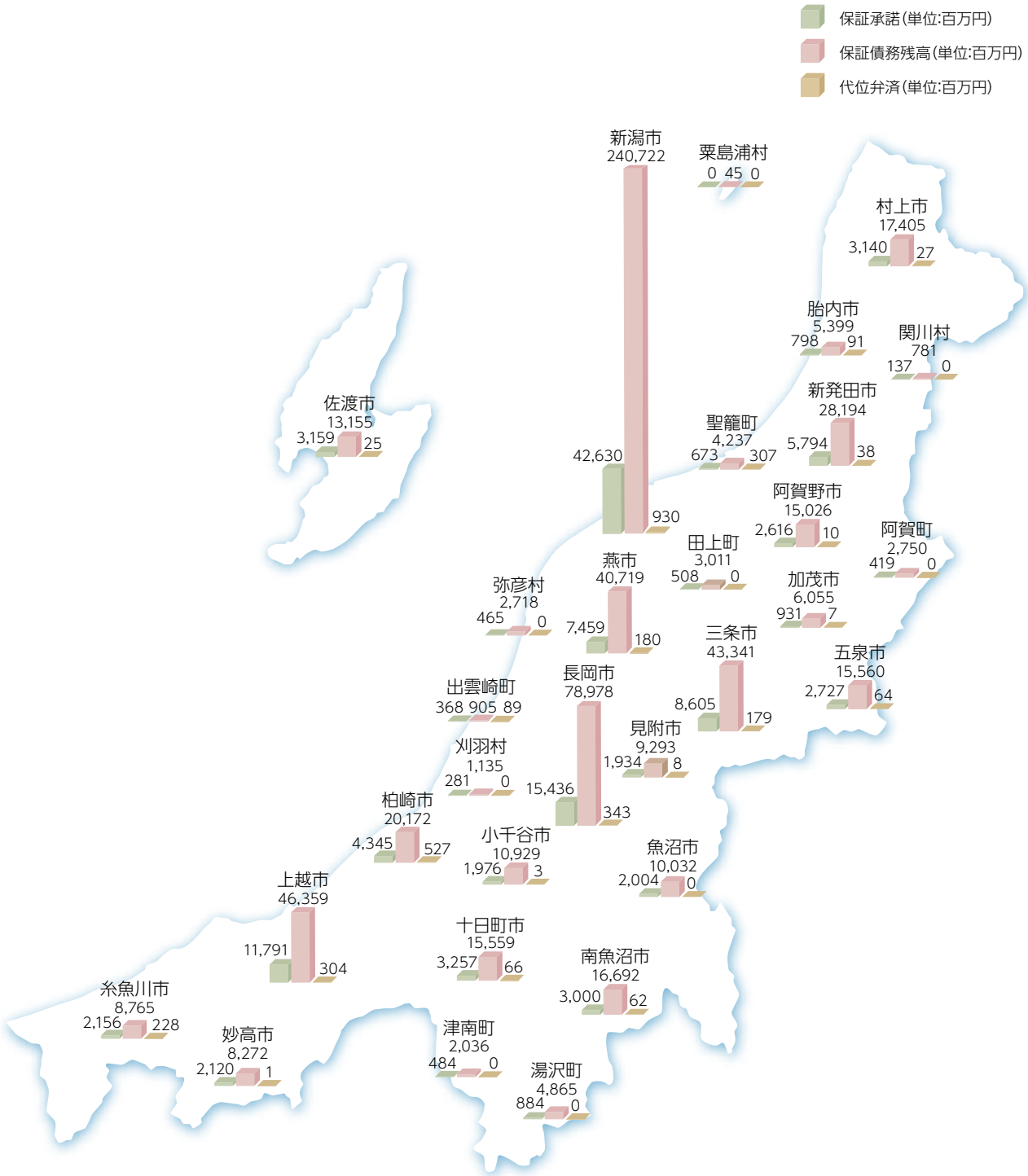
保証承諾(単位:百万円)
保証債務残高(単位:百万円)
代位弁済(単位:百万円)
新潟市
240,722
42,630
930
粟島浦村
0 45 0
村上市
17,405
3,140
27
胎内市
5,399
798
91
関川村
781
137
0
新発田市
28,194
5,794
38
聖籠町
4,237
673
307
佐渡市
13,155
3,159
25
阿賀野市
15,026
2,616
10
阿賀町
2,750
419
0
田上町
3,011
508
0
燕市
40,719
7,459
180
加茂市
6,055
931
7
弥彦村
2,718
465
0
三条市
43,341
8,605
179
五泉市
15,560
2,727
64
長岡市
78,978
15,436
343
出雲崎町
368 905 89
見附市
9,293
1,934
8
刈羽村
1,135
281
0
柏崎市
20,172
4,345
527
小千谷市
10,929
1,976
3
魚沼市
10,032
2,004
0
上越市
46,359
11,791
304
十日町市
15,559
3,257
66
南魚沼市
16,692
3,000
62
糸魚川市
8,765
2,156
228
妙高市
8,272
2,120
1
津南町
2,036
484
0
湯沢町
4,865
884
0

2021(令和3)年度 業務実績

主な制度別保証状況

▶保証承諾

(単位:千円、%)

制度名	件　数	金　額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	2,998	41,739,790	32.1	92.4
事業者カードローン当座貸越根保証	1,557	7,411,100	5.7	88.6
無担保当座貸越根保証	496	14,916,100	11.5	80.1
小口零細企業保証	1,004	2,893,777	2.2	172.1
創業関連保証	529	2,189,182	1.7	141.1
創業等関連保証	1	7,000	0.0	20.2
経営安定関連保証	1,737	24,963,106	19.2	9.1
中小企業特定社債保証	9	504,000	0.4	65.6
流動資産担保融資保証	16	1,109,520	0.9	96.9
県制度	3,190	41,639,057	32.0	9.1
合計	12,306	130,098,743	100.0	23.4

▶保証債務残高

(単位:千円、%)

制度名	件　数	金　額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	6,404	90,575,605	13.5	96.4
事業者カードローン当座貸越根保証	3,426	16,303,697	2.4	93.5
無担保当座貸越根保証	1,184	34,251,822	5.1	100.2
小口零細企業保証	4,404	7,197,250	1.1	99.3
創業関連保証	1,785	5,059,197	0.8	122.8
創業等関連保証	59	202,095	0.0	77.0
経営安定関連保証	20,317	262,805,765	39.0	104.2
中小企業特定社債保証	64	3,529,040	0.5	94.0
流動資産担保融資保証	26	1,301,129	0.2	95.9
県制度	33,258	439,084,948	65.2	105.6
合計	59,445	673,110,874	100.0	101.7

▶代位弁済

(単位:千円、%)

制度名	件　数	金　額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	47	595,190	17.1	85.4
事業者カードローン当座貸越根保証	12	51,098	1.5	31.9
無担保当座貸越根保証	7	229,396	6.6	127.7
小口零細企業保証	26	54,755	1.6	60.1
創業関連保証	19	55,176	1.6	164.7
創業等関連保証	1	2,302	0.1	皆増
経営安定関連保証	117	1,531,668	43.9	215.0
中小企業特定社債保証	0	0	–	皆減
流動資産担保融資保証	1	1,028	0.0	2.5
県制度	118	1,408,059	40.4	221.2
合計	353	3,488,165	100.0	117.7

※制度を重複して保証利用されている場合は、差引きせずそれぞれの制度毎に集計し、掲載しています。従って、表中各制度の合算値と合計は異なります。

05 Settlement

2021（令和3）年度 決算報告

2021(令和3)年度 決算報告

貸借対照表(2022(令和4)年3月31日現在)

(単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	**403,337**	**基本財産**	**40,563,894,053**
現金	403,337	基金	7,867,835,662
小切手	0	基金準備金	32,696,058,391
預け金	**10,574,791,844**	**制度改革促進基金**	**0**
当座預金	0	**収支差額変動準備金**	**16,751,277,699**
普通預金	4,365,537,563	**責任準備金**	**4,043,052,461**
通知預金	0	**求償権償却準備金**	**347,151,008**
定期預金	6,200,000,000	**退職給与引当金**	**857,821,764**
郵便貯金	9,254,281	**損失補償金**	**7,044,902,839**
金銭信託	**0**	**保証債務**	**673,110,874,411**
有価証券	**68,199,955,000**	**求償権補てん金**	**0**
国債	0	保険金	0
地方債	12,599,060,000	損失補償補てん金	0
社債	55,596,895,000	**借入金**	**0**
株式	4,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	**0**	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	**1,755,971,068**	**雑勘定**	**20,688,069,622**
事業用不動産	1,643,529,416	仮受金	128,424,793
事業用動産	112,441,652	保険納付金	212,427,981
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	9,008,693
損失補償金見返	**7,044,902,839**	未経過保証料	20,256,459,316
保証債務見返	**673,110,874,411**	未払保険料	1,017,774
求償権	**1,333,362,481**	未払費用	80,731,065
譲受債権	**0**		
雑勘定	**1,386,782,877**		
仮払金	3,750,163		
保証金	0		
厚生基金	66,442,500		
連合会勘定	9,159,561		
未収利息	32,684,021		
未経過保険料	1,274,746,632		
合計	763,407,043,857	合計	763,407,043,857

貸借対照表の用語解説

現金・預け金
業務費、代位弁済等の支払準備資金となります。

有価証券
代位弁済の支払準備資産として社債・地方債を保有しています。

求償権
代位弁済した金額から、回収金、保険金および損失補償金受領分を控除したものです。

未経過保険料
当年度中に㈱日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当するものです。基本財産は、基金と基金準備金から構成され、そのうちの基金は県・市町村からの出捐金と金融機関からの負担金で成り立っています。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。

未経過保証料
受入保証料のうち翌事業年度以降に係わる保証料を計上しています。

2021(令和3)年度 決算報告

収支計算書(2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日まで)

(単位:円)

科　　目	金　　額	
経常収入		**7,256,818,228**
保証料	6,160,515,827	
預け金利息	1,192,729	
有価証券利息配当金	304,257,794	
調査料	0	
延滞保証料	0	
損害金	33,875,797	
事務補助金	8,018,869	
責任共有負担金	708,470,000	
雑収入	40,487,212	
経常支出		**4,723,562,391**
業務費	1,600,481,167	
役職員給与	817,431,322	
退職給与引当金繰入	60,728,222	
その他人件費	201,958,246	
旅費	3,469,892	
事務費	307,285,835	
賃借料	89,231,535	
動産・不動産償却	60,755,127	
信用調査費	4,963,080	
債権管理費	11,177,375	
指導普及費	28,985,533	
負担金	14,495,000	
借入金利息	0	
信用保険料	2,864,063,307	
責任共有負担金納付金	243,876,499	
雑支出	15,141,418	
経常収支差額		**2,533,255,837**
経常外収入		**6,226,945,020**
償却求償権回収金	182,377,519	
責任準備金戻入	3,990,764,943	
求償権償却準備金戻入	90,666,117	
求償権補てん金戻入	1,962,836,444	
保険金	1,833,400,875	
損失補償補てん金	129,435,569	
補助金	0	
その他収入	299,997	
経常外支出		**6,642,036,918**
求償権償却	2,222,643,014	
譲受債権償却	0	
有価証券償却	0	
雑勘定償却	22,342,100	
退職金	6,227,580	
責任準備金繰入	4,043,052,461	
求償権償却準備金繰入	347,151,008	
その他支出	620,755	
経常外収支差額		**△ 415,091,898**
制度改革促進基金取崩額		**0**
収支差額変動準備金取崩額		**0**
当期収支差額		**2,118,163,939**
収支差額変動準備金繰入額		**1,059,000,000**
基本財産繰入額又は基本財産取崩額		**1,059,163,939**

収支計算書の用語解説

保証料
決算書上の保証料は、受入保証料のうち該当決算期間に対応する額です。（当期受入保証料+前期末未経過保証料−当期末未経過保証料を計上しています。）

預け金利息等
金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、社債・地方債等の利息配当金です。

信用保険料
㈱日本政策金融公庫へ支払った信用保険料です。（当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料−前期末未払保険料−当期末未経過保険料を計上しています。）

求償権補てん金戻入
代位弁済に伴い、㈱日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金を計上しています。

求償権償却
年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入
保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています（洗替え方式）。一般企業における貸倒引当金に相当するものです。

求償権償却準備金繰入
協会資産の健全性を保つため、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています（洗替え方式）。

当期収支差額
経常収入と経常支出の差額である経常収支差額に、経常外収入と経常外支出の差額である経常外収支差額を合算したものです。一般企業の利益にあたるものです。

2021(令和3)年度 決算報告

財産目録(2022(令和4)年3月31日現在)

(単位:円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	403,337	責任準備金	4,043,052,461
預け金	10,574,791,844	求償権償却準備金	347,151,008
金銭信託	0	退職給与引当金	857,821,764
有価証券	68,199,955,000	損失補償金	7,044,902,839
その他有価証券	0	保証債務	673,110,874,411
動産・不動産	1,755,971,068	求償権補てん金	0
損失補償金見返	7,044,902,839	借入金	0
保証債務見返	673,110,874,411	雑勘定	20,688,069,622
求償権	1,333,362,481		
譲受債権	0		
雑勘定	1,386,782,877		
合計	763,407,043,857	合計	706,091,872,105
		正味財産	57,315,171,752

06 Information

信用保証制度等のご案内

信用保証制度等のご案内

信用補完制度

信用補完制度とは、中小企業等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が㈱日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」という。）に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しており、これを合わせて信用補完制度と言います。

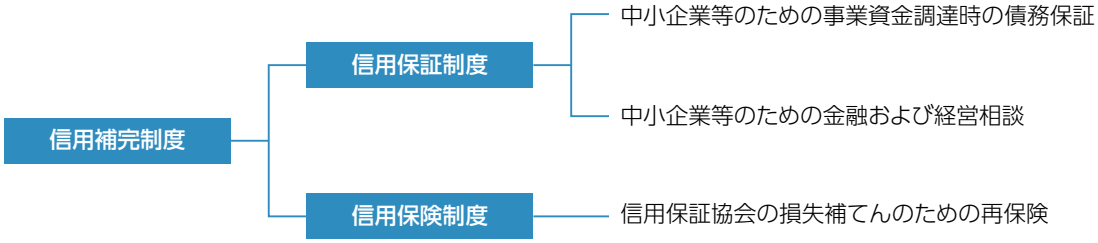

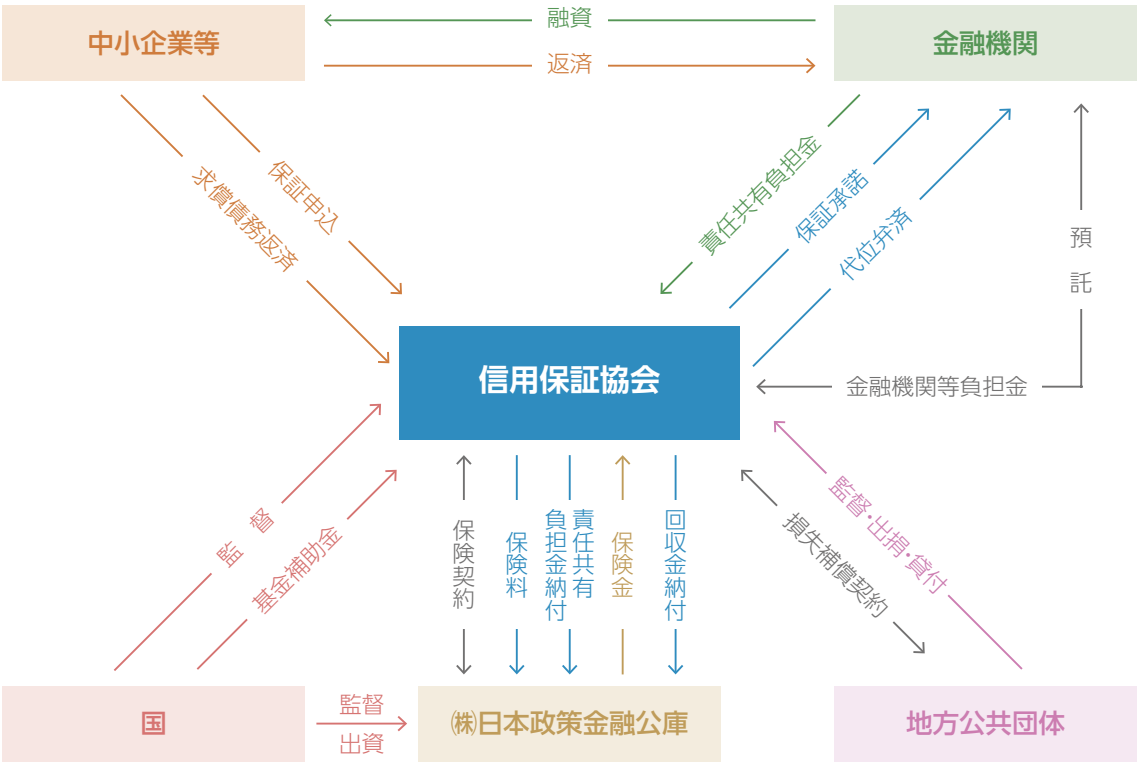

信用保証・信用保険制度

「信用保証制度」のしくみ

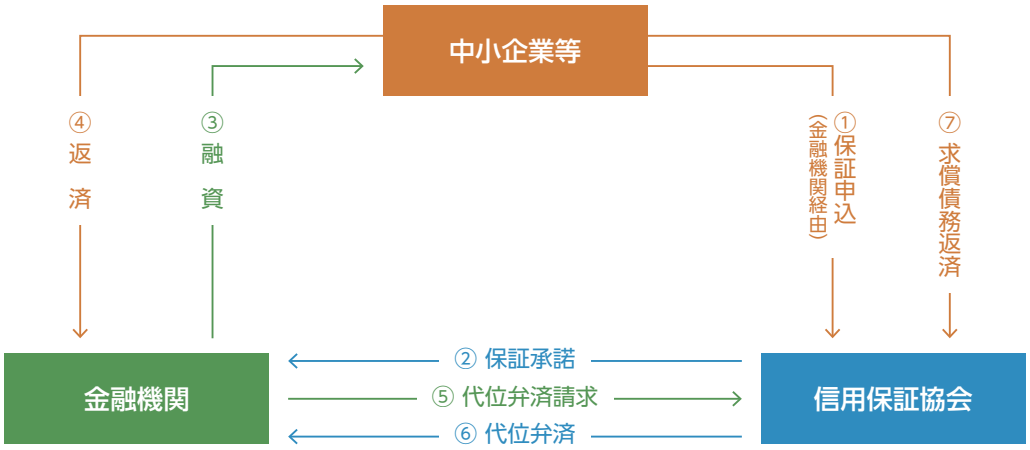

① 中小企業等は、金融機関を経由して信用保証の申込をします。
（なお、信用保証の申込前に金融機関と信用保証協会で保証申込についての事前相談があります。）

② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否をきめ、金融機関へ通知します。

③ 保証承諾を受けた金融機関は中小企業等へ融資を行います。この時、中小企業者の方には信用保証料を負担していただきます。

④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。

⑤～⑥ 事業上の都合で万一返済ができない場合は、信用保証協会が中小企業等に代わり金融機関へ借入金を弁済します。

⑦ その後、中小企業等とご相談しながら信用保証協会へ返済していただきます。

「信用保険制度」のしくみ

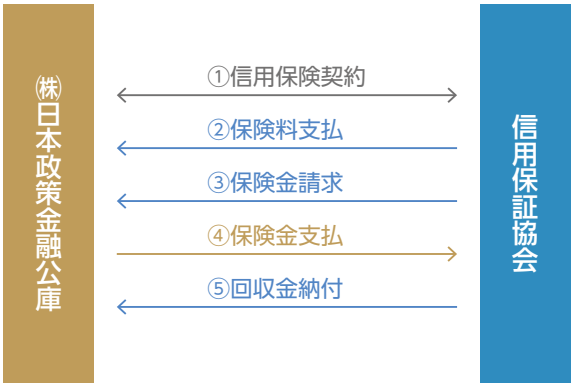

① 日本公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

② 信用保証協会は日本公庫に保険料を支払います。

③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。

④ 日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70％から90％を保険金として信用保証協会に支払います。

⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者の方からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

信用保証制度等のご案内

信用保証業務の概要

信用保証をご利用いただける方

▶企業規模

法人の場合は「資本金又は出資金」及び「常時使用する従業員」のいずれか一方が、つぎの基準に該当していればご利用いただけます。

個人の場合は、「常時使用する従業員」がつぎの基準に該当していればご利用いただけます。

業種	資本金又は出資金	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業	—	300人以下 (個人は100人以下)

政令特例業種	資本金又は出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

▶業　種

中小企業信用保険法施行令で定められている業種を基本としており、ほとんどの業種がご利用いただけます。一部対象にならない業種もありますので、不明な場合は当協会担当窓口までご照会ください。

▶所在地・業歴

新潟県内に、本店または事業所を有し事業を行っている法人企業、もしくは現に居住している住居または事業所のいずれかを有し事業を行っている個人企業の方であればご利用いただけます。

また、「創業関連保証」、「再挑戦支援保証」については、創業前からご利用いただけます。

▶許認可

免許、許可、認可、登録、届出等を要する事業については、許認可等を受けていることが必要です。

信用保証の内容

▶保証限度額

中小企業者等に対する保証限度額は次のとおりです。

一般保証

個人・法人　2億8千万円

組合　　4億8千万円

この他、上記限度額とは別枠で扱うことのできる保証もありますので、詳しくは当協会担当窓口までご照会ください。

▶資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金

▶保証期間

一般保証の場合は原則として、運転資金7年以内、設備資金10年以内です。

ただし、一部の保証制度の中には、その期間を超えてご利用ができるものもあります。

▶連帯保証人

原則として、法人代表者（代表理事）以外の連帯保証人は必要ありません。

また、担保提供者については、法人代表者および特別な事情がある場合を除き連帯保証は必要ありません。

【経営者保証を不要とする取扱いについて】

「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を廃止し、平成30年4月から保証時、期中時および事業承継時において、経営者保証を不要とする新たな運用・制度を開始しています。

なお、つぎの①～③の取扱いのほか、状況に応じて信用保証協会が経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認めた場合には、経営者保証を不要とすることができます。

①保証時

・金融機関連携型【BK連携型】

・財務要件型無保証人保証制度【財務型】

・担保充足型【担保型】

②期中時（事業承継時を除く）

借換え　【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換えを行う

条件変更　【BK連携型】により経営者保証の解除を行う

③事業承継（代表者交代）時

原則として、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の保証参加は行いません。

ただし、旧代表者の保証解除要請があり、既存分の返済が正常で新代表者の保証を追加する場合は、基本的に旧代表者の保証を解除します。

▶担保

必要に応じて土地・建物等を提供していただきます。

なお、信用保証協会が設定する担保権のほかに、金融機関が設定する担保権を保証条件とする場合もあります。

信用保証制度等のご案内

責任共有制度

信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が責任を共有することで、連携して中小企業等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業等に対する適切な支援を行うこと等を目的として、導入したものです。責任共有制度対象となる信用保証協会の保証付き融資は一部の保証制度を除いて実質80%保証となります。

責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関には、いずれかの方式を選択していただいております。

- **部分保証方式**
  金融機関が行う個別融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式
- **負担金方式**
  金融機関の過去の保証利用実績に応じて一定の負担金を納付する方式

金融機関の負担部分イメージ図

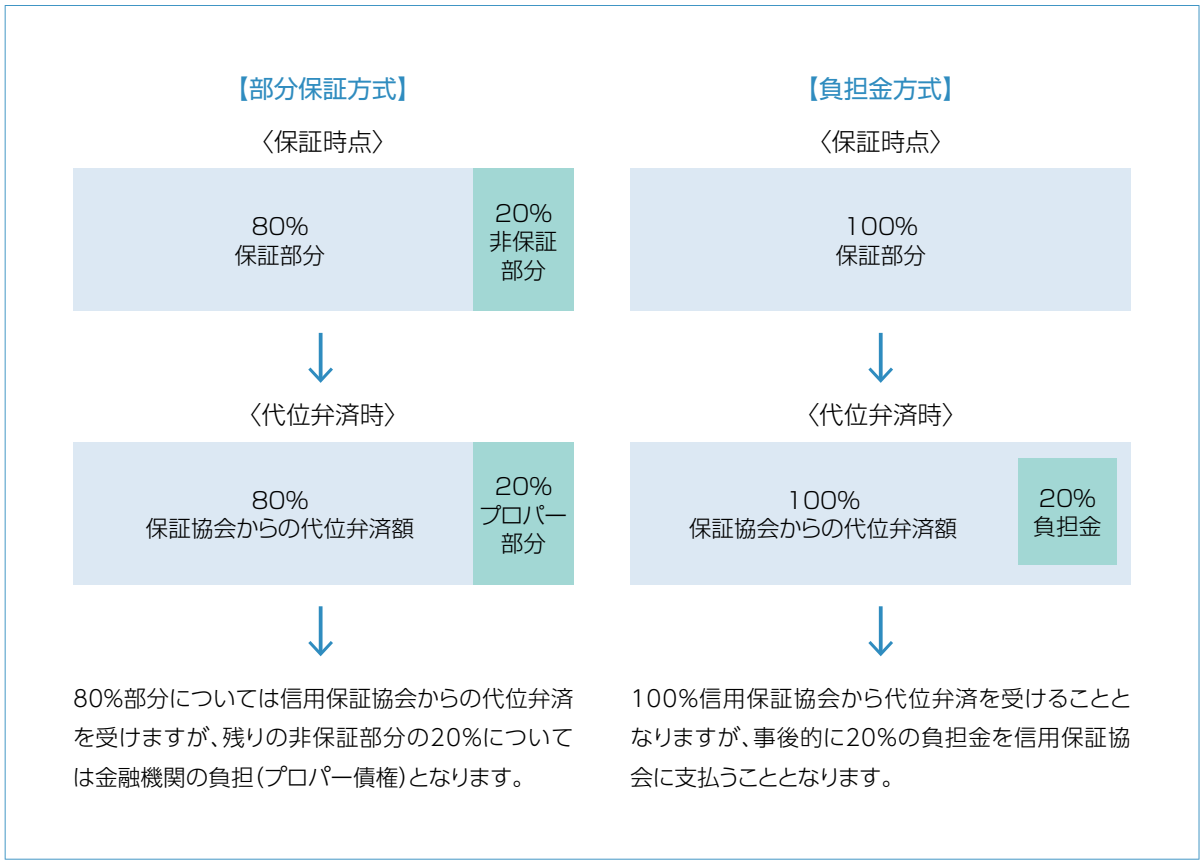

責任共有制度対象外の制度について

次に掲げる保証制度については、国の政策目的に照らし責任共有制度の対象外として100%保証を継続しています。

- 特別小口保証
- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)第1号～4号、第6号
- 災害保証
- 創業関連保証、再挑戦支援保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証
- 求償権消滅保証
- 中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証
- 東日本大震災復興緊急保証制度
- 経営力強化保証※1
- 事業再生計画実施関連保証※1

※1　責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換える場合に限ります。

- 危機関連保証

部分保証制度を前提とした保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証等)については、金融機関の方式選択にかかわらず、部分保証となり、保証割合は80%となります。

信用保証料

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業等の委託に基づいて行う信用保証の対価として、委託した中小企業等の方からお支払いいただきます。

この信用保証料は、信用保証協会の適正な運営を行うため直接利用者に負担していただく唯一の収入で、日本公庫の信用保険料、信用保証協会の業務費、損失負担(代位弁済等)に充てられるものです。中小企業等は、信用保証協会の保証により金融機関から融資を受けたとき、所定の信用保証料を金融機関経由で信用保証協会に支払うことになります。

信用保証制度等のご案内

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業等の経営状況に応じて9区分になっています。

信用保証料率の決定に当たっては、CRD(中小企業信用リスク情報データベース)のリスク評価モデルを利用しています。(※)

また、ご利用いただく制度によって適用される信用保証料率が変わります。

流動資産担保融資保証や創業関連保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された定率の信用保証料率となっています。

(※) CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された、一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

▶1. 責任共有制度対象の保証

【リスク考慮型基準料率】

	信用保証料率区分(年:%)								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)

※1　特殊保証とは、カードローン根保証、当座貸越根保証等の極度設定のある貸付、割引(根保証形式のもの)をいいます。

▶2. 責任共有制度対象外の保証

【リスク考慮型基準料率】

	信用保証料率区分(年:%)								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

信用保証料率の割引

つぎの信用保証制度等について、信用保証料率の割引を実施しております。詳しくは、当協会担当窓口にご照会ください。

① 「会計参与の設置」を確認できる場合は、0.10%割引いた料率を適用します。※1

② 担保の提供がある場合は、0.10%割引いた料率を適用します。※2

③ 商工提携保証「スクラム」をご利用される場合は、0.05%割引いた料率を適用します。

④ 創業関連保証をご利用される場合は、所定保証料率から0.20%を割引いた料率を適用します。※3

⑤ 経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、事業承継サポート保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継特別保証(経営者保証コーディネーターの確認を受けたものを除く)、経営承継借換関連保証(経営者保証コーディネーターの確認を受けたものを除く)をご利用される場合は、所定保証料率から0.20%割引いた料率を適用します。※3

⑥ 地方創生応援社債保証をご利用される場合は、0.10%割引いた料率を適用します。※3

※1　次の保証等は、この割引は適用しません。
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金、伴走支援型特別保証制度及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度(新潟県制度融資を含む)、事業承継特別保証制度及び経営承継借換関連保証の特別保証料率を適用する場合

※2　次の保証等は、この割引は適用しません。
伴走支援型特別保証制度及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度(新潟県制度融資を含む)、事業承継特別保証制度及び経営承継借換関連保証の特別保証料率を適用する場合

※3　2022年4月1日から2023年3月31日まで保証申込(正式申込)を受付した保証が対象となります。

信用保証料の計算

信用保証料は、保証金額、保証期間、保証料率、分割返済回数別係数に基づいて、一定の計算式によって算出されます。
※確定日保証の場合は、保証期間を「日数」、12か月を「365日」に置き換えます。

一括返済　信用保証料=貸付金額×保証料率×(保証期間(月)÷12)

分割返済　信用保証料=貸付金額×保証料率×(保証期間(月)÷12)×分割返済回数別係数

計算例

保証金額10,000千円　　保証期間60か月　　返済方法6か月据置後
毎月185千円　最終回195千円　保証料率1.15%の信用保証料率は次のようになります。
①据置期間中の信用保証料
10,000千円×1.15%×6か月×1/12=57,500円
②分割返済期間中の信用保証料
10,000千円×1.15%×(60か月−6か月)×1/12×0.55=284,625円
信用保証料合計　①+②=342,125円

分割返済回数別係数

回数別区分	係　数	
	均等分割返済	不均等分割返済
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

信用保証制度等のご案内

主な保証制度（2022（令和4）年4月1日現在）

事業資金を借り入れしたい

（一般の保証制度）

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
一般保証	通常の運転資金・設備資金について行う保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運　転 設　備	原則として7年以内 原則として10年以内	※ 年0.45% ～1.90%
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を必要としない保証	2億8,000万円	事業資金	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内	年0.45% ～1.90%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

スピーディーに借り入れしたい

（一般の保証制度）

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
当座貸越根保証（貸付専用型）	貸越極度額や保証期間（取扱期間）を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証	2億5,000万円	運転 設備	1年または2年（更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます）	年0.39% ～1.62%
無担保当座貸越根保証（貸付専用型）	貸越極度額や保証期間（取扱期間）を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証	8,000万円以内	運転 設備	2年以内（更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます）	年0.39% ～1.62%
事業者カードローン当座貸越根保証	貸越極度額や保証期間（取扱期間）を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証	2,000万円以内	運転 設備	1年または2年（更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます）	年0.39% ～1.62%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間（取扱期間）を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 ［創業者枠］…創業後1年未満の方が利用できる保証 ［一　般　枠］…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】 100万円（50万円以上100万円以下） 【一般枠】 300万円（50万円以上300万円以下）	運転 設備	［創業者枠］ 1年間（更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可） ［一般枠］ 2年間（更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可）	年0.39% ～1.62%

大口の資金を長期で借り入れしたい

（一般の保証制度）

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
長期経営資金保証	長期的展望に基づく運転または設備資金に対応する長期かつ大口の保証	2億円（1件あたり、2,000万円以上、100万円単位）	運転 設備	5年以上15年以内 5年以上20年以内	※ 年0.45% ～1.90%

※:責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、資金繰りを改善したい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
伴走支援型 特別保証制度	早期の経営改善を図るため、金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走支援を行う保証	6,000万円	事業資金	一括返済　1年以内 分割返済　10年以内	年0.85%

(特別保証制度)　一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等において作成された事業再生計画に基づき、中小企業者の資金調達を支援する保証	個人・法人 2億8,000万円 組合　4億8,000万円	事業資金	一括返済　1年以内 分割返済　15年以内	※0.80%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

資金繰りを改善したい。経営を安定させたい。

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
借換保証	既往借入金を借り換えまたは一本化することにより、資金繰りを安定させるための保証	個人・法人 2億8,000万円 (中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定に係る場合は3億8千万円) 組合　4億8,000万円	運転 設備	原則として10年以内 ただし条件変更改善型借換保証は15年以内 経営安定関連保証による借換 →原則として10年以内 その他一般の保証による借換 →対応する保証制度の取扱いに準ずる ※条件変更改善型借換保証は15年以内	※ 年0.45% ～1.90%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

(特別保証制度)　一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
危機関連保証	全国規模の危機時に迅速に対応する保証	2億8,000万円	経営の安定に必要な事業資金	10年以内	年0.80%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	経済産業大臣が指定した次のいずれかに該当した方について行う保証 ・市町村長の認定書が必要 ①再生手続開始申立等関係(取引先の倒産) ②取引先企業の事業活動の制限 ③災害に係る指定地域の特定業種 ④災害に係る指定地域 ⑤全国的な不況業種 ⑥破綻金融機関等と取引を行っており、事業資金の調達に支障をきたしている場合 ⑦金融取引の調整 ⑧金融機関の貸付債権の譲渡	①～⑤、⑦、⑧ 個人・法人 2億8,000万円 組合　4億8,000万円 ⑥ 3億8,000万円	経営の安定に必要な事業資金	原則として10年以内	①～④、⑥ 年0.80% ⑤、⑦、⑧ 年0.65%
災害保証	風災害、水害、地震災害等政令で定めた激甚災害により被害を受けた中小企業の方の事業再建に必要な資金について行う保証	個人・法人 2億8,000万円 組合　4億8,000万円	事業の再建に必要な資金	原則として10年以内	年0.80%

信用保証制度等のご案内

事業の再生を図りたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
再挑戦支援保証	経営状況の悪化により事業の廃止・法人の解散を経験した方が、再起業する際に必要となる資金について行う保証	3,500万円 (創業関連保証の保証債務残高を合算して)	運転 設備	10年以内	年0.80%

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等において作成された事業再生計画に基づき、中小企業者の資金調達を支援する保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	事業資金	15年以内	※年0.65%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

売掛債権や在庫を担保に借り入れしたい

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
流動資産担保融資保証	中小企業者が有している棚卸資産、売掛債権を担保とした融資に対する保証 (1)根保証型 (2)個別型	2億円 (ただし、本制度で設定可能な借入れ限度額は2億5,000万円)	事業資金	(1)根保証型 1年間 (2)個別型 1年以内	年0.68%

社債を発行して資金調達したい

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
中小企業特定社債保証	社債(私募債)について、債務保証を行う保証	4億5,000万円 (社債総額5億6,000万円の8割が保証金額) 1回の最低発行額は3,000万円(但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保証と合計で5億円)	運転 設備	2年～7年(年単位)	有担保 年0.35% ～1.80% 無担保 年0.45% ～1.90%

小規模企業向けの保証制度

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
特別小口保証	担保も保証人も取り入れしないで行う保証 (無担保・無保証人)	2,000万円	運転	7年以内	年0.60% (※年0.48%)
			設備	10年以内	
小口零細企業保証	小規模企業者の方への安定的な資金調達のための保証	2,000万円 (ただし、既保証債務残高を含む)	運転 設備	10年以内	年0.50% ～2.20%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 [創業者枠]…創業後1年未満の方が利用できる保証 [一 般 枠]…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】 100万円 (50万円以上100万円以下) 【一般枠】 300万円 (50万円以上300万円以下)	運転 設備	[創業者枠] 1年間 (更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可) [一般枠] 2年間 (更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可)	年0.39% ～1.62%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

創業するための資金調達がしたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
創業関連保証	個人による創業および新たに会社を設立して事業を開始する方に対して行う保証	3,500万円 (再挑戦支援保証の保証債務残高を合算して)	運転 設備	10年以内	年0.80%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 [創業者枠]…創業後1年未満の方が利用できる保証 [一 般 枠]…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】 100万円 (50万円以上100万円以下) 【一般枠】 300万円 (50万円以上300万円以下)	運転 設備	[創業者枠] 1年間 (更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可) [一般枠] 2年間 (更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可)	年0.39% ～1.62%

事業承継のための資金を借り入れしたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
特定経営承継関連保証	代表者に就任後の後継者個人が株主等から株式や事業用資産を買い取るための保証	2億8,000万円	•株式の取得資金 •事業用資産等の取得資金 など	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	年0.45% ～1.90%
特定経営承継準備関連保証	事業を営んでいない後継者個人が株主等から株式や事業用資産を買い取るための保証	2億8,000万円	•事業用資産等の取得資金 •株式等の取得資金(議決権1/2超)	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	年1.15%
事業承継サポート保証	後継者が持株会社を設立し、事業会社の株式を買い取るための保証	2億8,000万円	被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数2/3以上を一括で取得する資金	15年以内	年0.45% ～1.90%
事業承継特別保証	事業承継の段階における資金調達にあたり、個人保証を提供している既往借入金について経営者保証不要で借り換えるための保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	事業資金	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	年0.45% ～1.90%

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
経営承継関連保証	代表者交代後の会社や事業譲渡後の個人事業主が株主等から株式や事業用資産を買い取るための保証	2億8,000万円	•株式の取得資金 •事業用資産等の取得資金 など	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	年0.45% ～1.90%
経営承継準備関連保証	これから承継しようとする中小企業者が株主等から株式や事業用資産を買い取る資金のための保証	2億8,000万円	•事業用資産等の取得資金 •株式等の取得資金(議決権1/2超)	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	年0.45% ～1.90%
経営承継借換関連保証	経営者保証を提供している既往借入金について、経営者保証不要で借り換えるための保証	2億8,000万円	経営の承継に必要な資金のうち、認定日から経営承継日までの借換資金(代表者が保証債務を負う借入れに限る。)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	年0.45% ～1.90%

信用保証制度等のご案内

海外展開をサポート

（特別保証制度） 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
海外投資保証	中小企業者が海外生産等の海外投資に関する資金調達の円滑化を図るための保証	個人・法人　2億円 組合　4億円	運転 設備	原則として10年以内	※ 年1.00%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

地域経済の活性化を図るために

（一般の保証制度）

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
事業性評価連携保証	事業内容や成長の可能性に対し、金融機関と保証協会が連携して成長や発展を支援する保証	8,000万円	運転 設備	手形貸付　1年以内 証書貸付　10年以内	0.45% ～1.90%

（特別保証制度） 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
地方創生応援社債保証	雇用の促進など「地方創生」に対する取り組みを行う方の事業発展に、社債による長期かつ安定的な事業資金を供給する保証	4億5千万円 （ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とする。）	事業資金	7年以内	0.45% ～1.90%

事業再構築のための資金調達をサポート

（一般の保証制度）

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
事業再構築 スプリングボード保証	事業再構築補助金の交付決定を受けた中小企業者の資金調達の円滑化を図るための保証 (1) ショート 事業再構築補助金入金までのつなぎ資金 (2) ロング ①事業再構築補助対象経費として認められている対象経費と事業再構築補助金交付決定通知書に記載されている補助金額の差額である自己負担資金 ②補助金申請時の事業計画作成にかかる認定支援機関への経費、報酬等支払資金	2億8,000万円 （ただし、(1) は事業再構築補助金交付決定通知書に記載されている補助金額を限度、(2) は①②の合算を限度とする。）	運転 設備	(1) ショート　2年以内 (2) ロング　15年以内	0.45% ～1.90%

07 Compliance

コンプライアンス態勢について

コンプライアンス態勢について

コンプライアンス態勢について

当協会では、公共的使命と社会的責任を果たすべく、法令や規則を遵守して業務を遂行することを目的とし、コンプライアンス態勢を構築しています。

中小企業の皆さまと地域経済のより一層の発展に貢献するため、役職員一丸となって更なる努力を続けてまいります。

新潟県信用保証協会倫理憲章

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて、更なる努力を払うことを誓い、倫理憲章を定め、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。

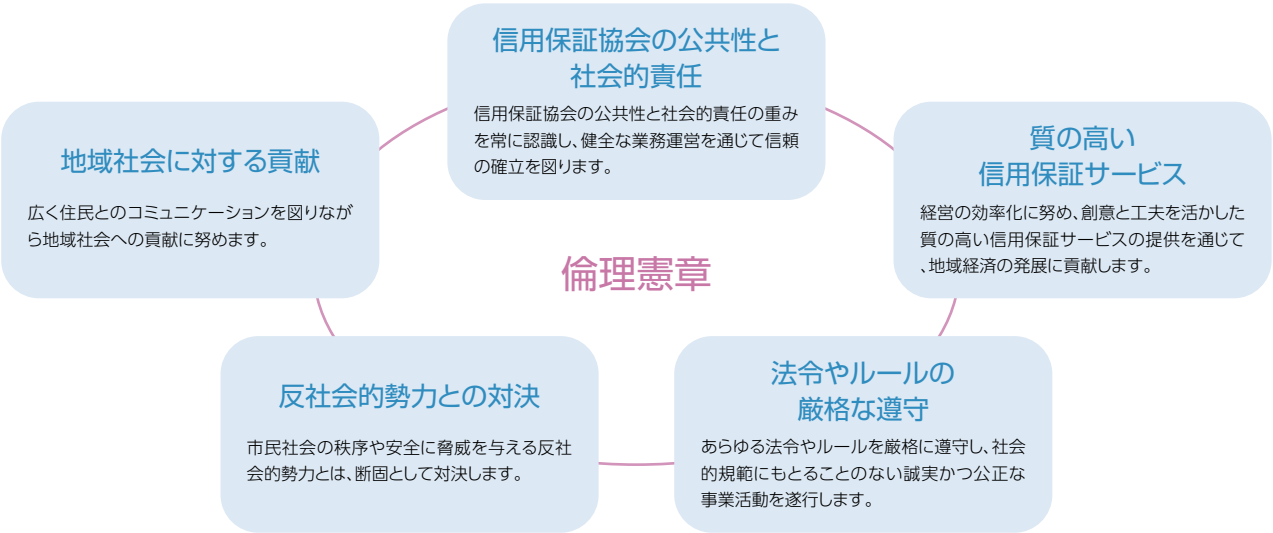

コンプライアンス組織体制図

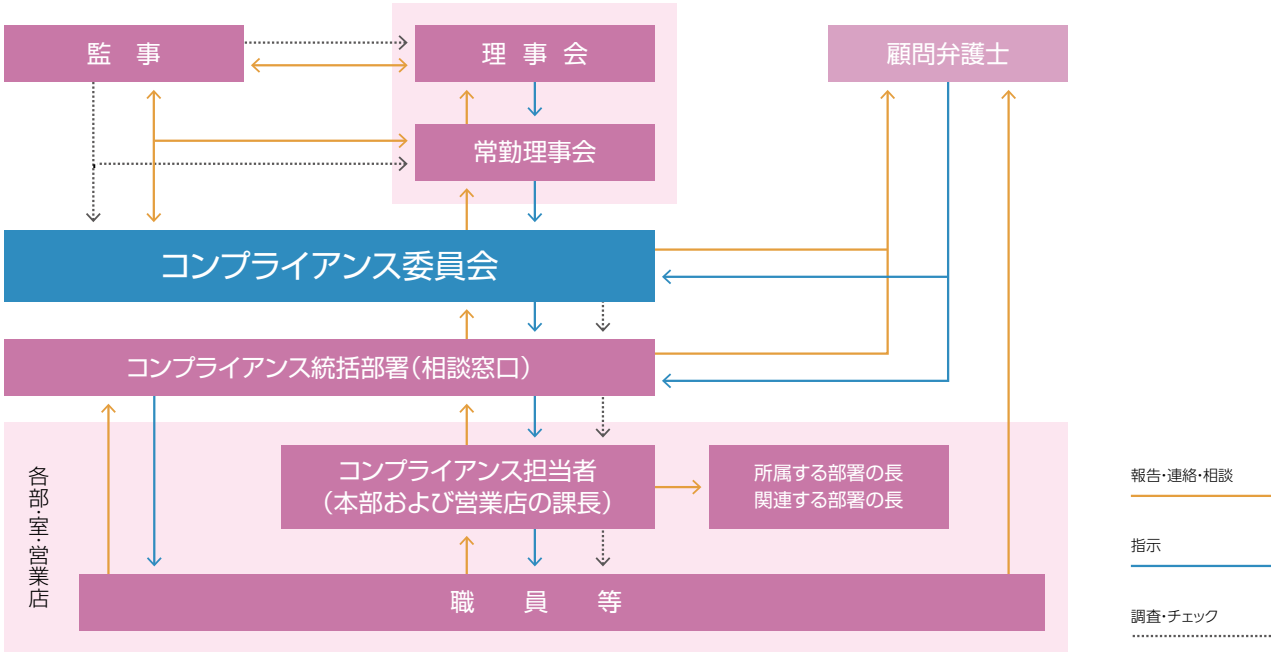

個人情報の保護について

当協会は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の重要性に鑑み、個人情報取扱事業者として次のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、お客さまの個人情報の保護に全力で取り組んでおります。

― 個人情報保護宣言 ―

新潟県信用保証協会(以下「協会」という。)は、信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(令和4年4月28日改正)

❶個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

❷個人情報の取得・利用・提供

(1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

(2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

(3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

(4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

❸個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の❾「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

❹個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

コンプライアンス態勢について

❺個人データの委託

(1) 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

(2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

❻保有個人データ等の開示・利用目的の通知

(1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。

(2) 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

(3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額(1件につき500円)をいただきます。

❼保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

(1) 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

(2) ❻❼の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の❽(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

❽質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

❾開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住　　所　新潟市中央区古町通7番町1010番地古町ルフル内
電話番号　025-210-5131
部 署 名　企画総務部総務課

個人データの安全管理に係る基本方針

当協会は、個人データの安全管理に係る基本方針として、次の事項を定めます。

1. 個人データについては、個人情報保護法等を遵守して厳重管理します。
2. 当協会は、個人データの安全管理の一元管理を図る体制を構築します。
3. 当協会は、当協会の役職員として取るべき行動を具体的に示すものとして、別途「個人データ管理規程」を制定します。
4. 当協会は、役職員に個人データの安全管理を周知徹底させるため計画的に教育・研修等を行います。
5. 当協会は、本基本方針の遵守状況等を定期的に点検・評価して適宜安全管理対策を見直し、適正な安全管理に努めます。
6. 当協会は、本基本方針を必要に応じて継続的に改善することに努めます。
7. 当協会における安全管理措置に関する質問および苦情処理の窓口は以下のとおりです。

   住　　所　新潟市中央区古町通7番町1010番地
   電話番号　025-210-5131
   部 署 名　企画総務部　総務課

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。
以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

(平成17年4月1日制定)
(令和4年5月9日最終改正)

記

❶当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法21条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

▶法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
▶お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
②保証申込・条件変更申込の受付
③保証利用資格の確認
④保証・条件変更の審査
⑤保証・条件変更の決定
⑥保証取引の継続的な管理
⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
⑧取引上必要な各種郵便物の送付
⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
⑪各種保証制度利用のご提案
⑫保証料の返戻
⑬求償権の行使
⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
⑮産業競争力強化法に基づく認定支援機関との事業再生支援に係る相談業務
⑯金融機関への紹介・取次ぎ
⑰新潟県事業承継ネットワークへの紹介・取次ぎ
⑱その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営

❷各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

❸個人情報の取得元又はその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

❹ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課　(電話番号)025-210-5131

❺個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

①行方不明先等の調査業務　②債権管理回収業務

❻個人情報の第三者提供について(法27条1項関係)

当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、および個人情報の取得にあたっての利用目的については、所定の様式によりお客さまの同意を得ることとしております。

コンプライアンス態勢について

❼共同利用に関する事項（法第27条5項3号関係）

法第27条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

(1)共同利用される個人データの項目

①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後に提出する書類に記載された情報
②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

(2)共同利用者の範囲

①信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく信用保証協会
具体的名称についてはこちらをご覧ください。
http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html
②一般社団法人全国信用保証協会連合会

(3)利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

(4)個人データの管理について責任を有する者の名称、住所、代表者の氏名

一般社団法人 全国信用保証協会連合会
（http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html）

❽当協会が取り扱う保有個人データに関する事項（法27条1項関係）

次のとおりです。

(1)当該個人情報取扱事業者（当協会）の名称、住所、代表者の氏名

〒951-8640
新潟市中央区古町通7番町1010番地
新潟県信用保証協会　　会長　稲荷　善之

(2)すべての保有個人データの利用目的

❶をご参照ください。（P54）

(3)開示等の請求等に応じる手続等に関する事項（法37条関係）

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人又はその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示（第三者提供記録の開示を含む。以下同じ。）、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求（以下「開示等の請求等」といいます。）に対応させていただいております。

①開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書（②参照）に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

住　　所　〒951-8640　新潟市中央区古町通7番町1010番地
新潟県信用保証協会　企画総務部　総務課
電話番号　025-210-5131

②開示等の請求等に際して提出すべき書面（様式）等

「開示等の請求等」を行う場合は、当協会所定の申請書に、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類（※）を添付してください。

（※）運転免許証、パスポートのコピー　1通
原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③代理人による「開示等の請求等」

「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類（(A)または(B)）を添付してください。

(A)法定代理人の場合

▶成年後見人の場合は当協会所定の届出書　1通
▶法定代理権があることを確認するための書類　1通
（例）戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー（※）

▶未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類　1通
(例)法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※)

(B)委任による代理人の場合

▶当協会所定の代理人選任届　1通
(別添様式「保有個人データ」開示等に係る代理人選任届のとおり)
▶本人の印鑑証明書　1通
▶代理人本人であることを確認するための書類　1通
(例)代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※)
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

④開示等の請求等の手数料の額およびその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。

▶1回の申請ごとに　500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

※手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示の求めがなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面の交付または電磁的な記録の提供による方法のうちお客さまが指定された方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

※電磁的記録による開示が困難な場合や開示方法のご指定がない場合は、書面により開示させていただきます。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にともない取得した個人情報は、開示等の求めに応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

▶申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
▶代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
▶所定の申請書類に不備があった場合
▶開示の請求の対象が「保有個人データ」または「第三者提供記録」に該当しない場合
▶本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
▶当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
▶他の法令に違反することとなる場合

コンプライアンス態勢について

❾保有個人データの安全管理措置に関する事項（法32条1項4号、施行令10条、法23条関係）

当協会は、個人データについて、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために次のとおり、必要かつ適切な安全管理措置を講じています。

（基本方針の策定）

▶個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

▶取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人データの取扱規程を策定

（組織的安全管理措置）

▶個人データの取扱いに関する管理責任者等を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者および当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や個人データの取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備

▶個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施

（人的安全管理措置）

▶個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施

▶個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

（物理的安全管理措置）

▶個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

▶個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

（技術的安全管理措置）

▶アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定

▶個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

❿苦情の受付窓口に関する事項（法32条1項4号、施行令10条、法40条関係）

（1）個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

①お電話による場合

新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課
電話番号　025-210-5131

②お手紙による場合

〒951-8640
新潟市中央区古町通7番町1010番地
新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課

⓫備考

当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

反社会的勢力の排除について

当協会では、信用保証委託契約書中に「反社会的勢力の排除条項」を設け、反社会的勢力排除の取り組みを強化しています。

反社会的勢力排除の取り組みとして、ポスターやリーフレットを作製し、中小企業等および関係機関の皆さまに対して周知徹底を図っています。

また、反社会的勢力に関する内部研修を行い、反社会的勢力への適切な対応等について知識を深め、役職員一丸となって取り組んでいます。

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません!

新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

≪反社会的勢力とは≫

◆暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
◆暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
◆暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
◆自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

08 Organization
組織体制

組織体制

役員名簿（令和4年8月17日現在）

役員及び顧問（理事14名、監事3名、顧問1名）

会　長	稲荷　善之	常　勤
専務理事	田村　定文	常　勤
常務理事	福本　健治	常　勤
理　事	上村　一彦	常　勤
理　事	金井　健一	新潟県産業労働部長
理　事	二階堂　馨	新潟県市長会会長
理　事	小林　則幸	新潟県町村会会長
理　事	斎京　四郎	新潟県議会産業経済委員長
理　事	福田　勝之	新潟県商工会議所連合会会頭
理　事	殖栗　道郎	新潟県銀行協会会長
理　事	石田　幸雄	大光銀行取締役頭取
理　事	西潟　精一	新潟県信用金庫協会会長
理　事	小野澤　一成	新潟県信用組合協会会長
理　事	黒田　直洋	商工組合中央金庫新潟支店長
監　事	吉岡　彰	常　勤
監　事	近野　茂	公認会計士
監　事	平石　直樹	弁護士
顧　問	小林　俊	日本銀行新潟支店長

組織構成図（令和4年4月1日現在）

- 理事会
  - 会長
  - 専務理事
  - 常務理事
  - 常勤理事
  - 常勤監事
  - 検査指導室　内部検査
  - 企画総務部
    - 経営企画課　コンプライアンス、総合企画、調査研究、広報
    - 総務課　理事会運営、人事・労務、研修、給与・福利厚生、諸契約、庶務
    - 経理課　予算・決算の調製、経理、資金運用・管理
    - 情報システム課　情報システム管理、統計、付保通知、業務の電子化に係る企画
  - 保証推進部
    - 保証総括課　保証業務、保証制度創設に係る企画、指導、調整、信用調査、保証審査、損失補償契約
    - 事務サポート課　信用保証料及び補給契約、貸付報告・償還報告処理、信用調査に係る電算入力、保証書発行、担保管理
    - 企業支援課　創業・経営改善支援・事業再生支援・事業承継支援に係る企画、指導、調整、信用調査・保証調査 金融・経営相談、創業・経営改善支援、事業再生支援、事業承継支援
  - 整理回収部
    - 整理総括課　管理業務に係る企画、指導、調整、訴訟 経営改善支援、事業再生支援に係る企画、指導、調整
    - 代位弁済課　代位弁済、保険金・損失補償の請求
  - 本店営業部
    - 保証第一課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
    - 保証第二課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
    - 保証第三課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
    - 整理第一課　債権管理・回収、期中管理、事業再生支援
    - 整理第二課　債権管理・回収、期中管理、事業再生支援
  - 長岡支店
    - 保証第一課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
    - 保証第二課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
    - 整理課　債権管理・回収、期中管理、事業再生支援、庶務、経理
  - 県央支店
    - 保証課　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付
    - 整理課　債権管理・回収、期中管理、事業再生支援、庶務、経理
  - 上越支店　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付、債権管理・回収、庶務、経理
  - 佐渡支店　信用調査・保証審査、金融・経営相談、創業・経営改善・事業再生支援、期中管理、申込受付、債権管理・回収、庶務、経理

組織体制

担当地域と事務所のご案内

新潟県信用保証協会は本店と4つの支店を設置し、県内のあらゆる中小企業の皆さまの良きパートナーとして、付加価値の高い保証業務と経営支援業務の提供に尽力しております。

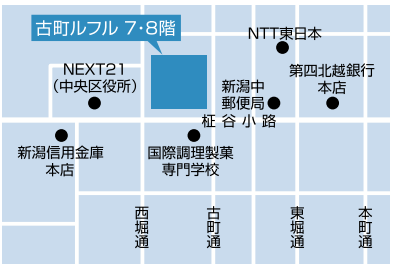

本店

〒951-8640
新潟市中央区古町通7番町1010番地
（古町ルフル7·8階）
Tel 025-210-5131
Fax 025-210-5160

検査指導室／経営企画課／総務課／経理課／情報システム課／保証総括課／事務サポート課／企業支援課／整理総括課／代位弁済課／保証第一課／保証第二課／保証第三課／整理第一課／整理第二課

【担当区域】
●保証第一課：新潟市（中央区、西区、西蒲区）
●保証第二課：新潟市（北区、東区、江南区、秋葉区、南区）
●保証第三課：新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村

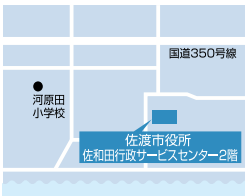

佐渡支店

〒952-1314
佐渡市河原田本町394番地
（佐渡市役所 佐和田行政
サービスセンター2階）
Tel 0259-57-2011
Fax 0259-57-3421

【担当区域】
佐渡市

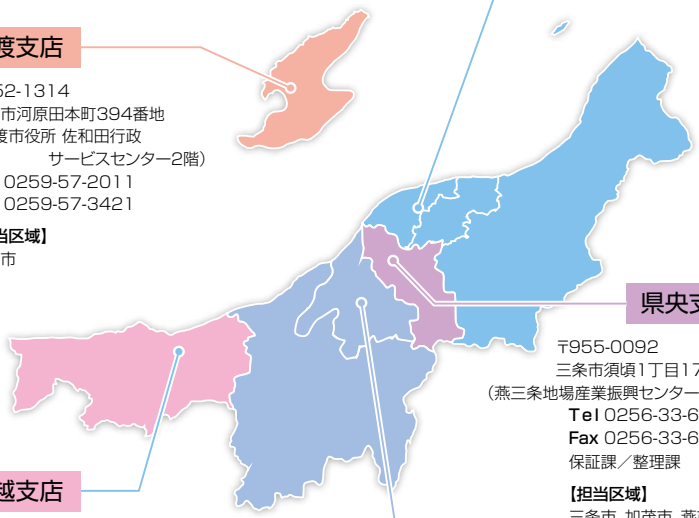

県央支店

〒955-0092
三条市須頃1丁目17番地
（燕三条地場産業振興センター2階）
Tel 0256-33-6661
Fax 0256-33-6622
保証課／整理課

【担当区域】
三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村

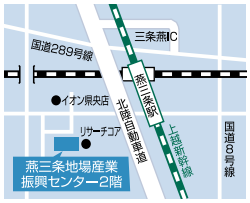

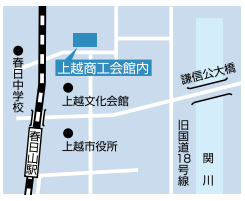

上越支店

〒943-0804
上越市新光町1丁目10番20号
（上越商工会館内）
Tel 025-523-7225
Fax 025-522-2454

【担当区域】
上越市、糸魚川市、妙高市

長岡支店

〒940-0071
長岡市表町3丁目1番地8（リナシエビル3内）
Tel 0258-35-5714
Fax 0258-35-6341
保証第一課／保証第二課／整理課

【担当区域】
●保証第一課：長岡市、見附市
●保証第二課：柏崎市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村

新潟県信用保証協会
レポート2022

発行 令和4年8月 新潟県信用保証協会 企画総務部 経営企画課
住所 新潟県新潟市中央区古町通7番地1010番地（古町ルフル7·8階）
Tel 025-210-5132 **Fax** 025-210-5160
E-mail kikaku@niigata-cgc.or.jp **URL** http://www.niigata-cgc.or.jp

中小企業とともに歩む身近なパートナー

新潟県信用保証協会

新潟　信用保証　検索　http://www.niigata-cgc.or.jp

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C134696

VEGETABLE
OIL INK